

令和7年度
瀬谷福祉保健センター事業報告

瀬谷区の 福祉と保健衛生



横浜市瀬谷区役所

目次

1 瀬谷区の概況	1
2 福祉保健課	
(1) 運営企画係・事業企画担当	7
(2) 健康づくり係	14
3 生活衛生課	
(1) 生活衛生係	25
4 高齢・障害支援課	
(1) 福祉保健相談係	35
(2) 介護保険・高齢者支援担当	37
(3) 障害者支援担当	48
5 こども家庭支援課	
(1) こども家庭係・子育て支援担当・こどもの権利擁護担当 ...	53
(2) 学校連携・こども担当	63
(3) 保育担当・保育所	64
6 生活支援課	
(1) 事務係	67
(2) 生活支援係	68
7 保険年金課	
(1) 国民年金係	71
(2) 保険係	74

統計情報サイト「瀬谷区基本データ」

本サイトの統計データは、毎年3月頃に一括して更新しており、町丁別の人口や面積のほか、身近な暮らしに関するデータなどを掲載しております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kusei/tokei/basicdata.html>



瀬谷区の概況

—The general condition of Seya Ward—



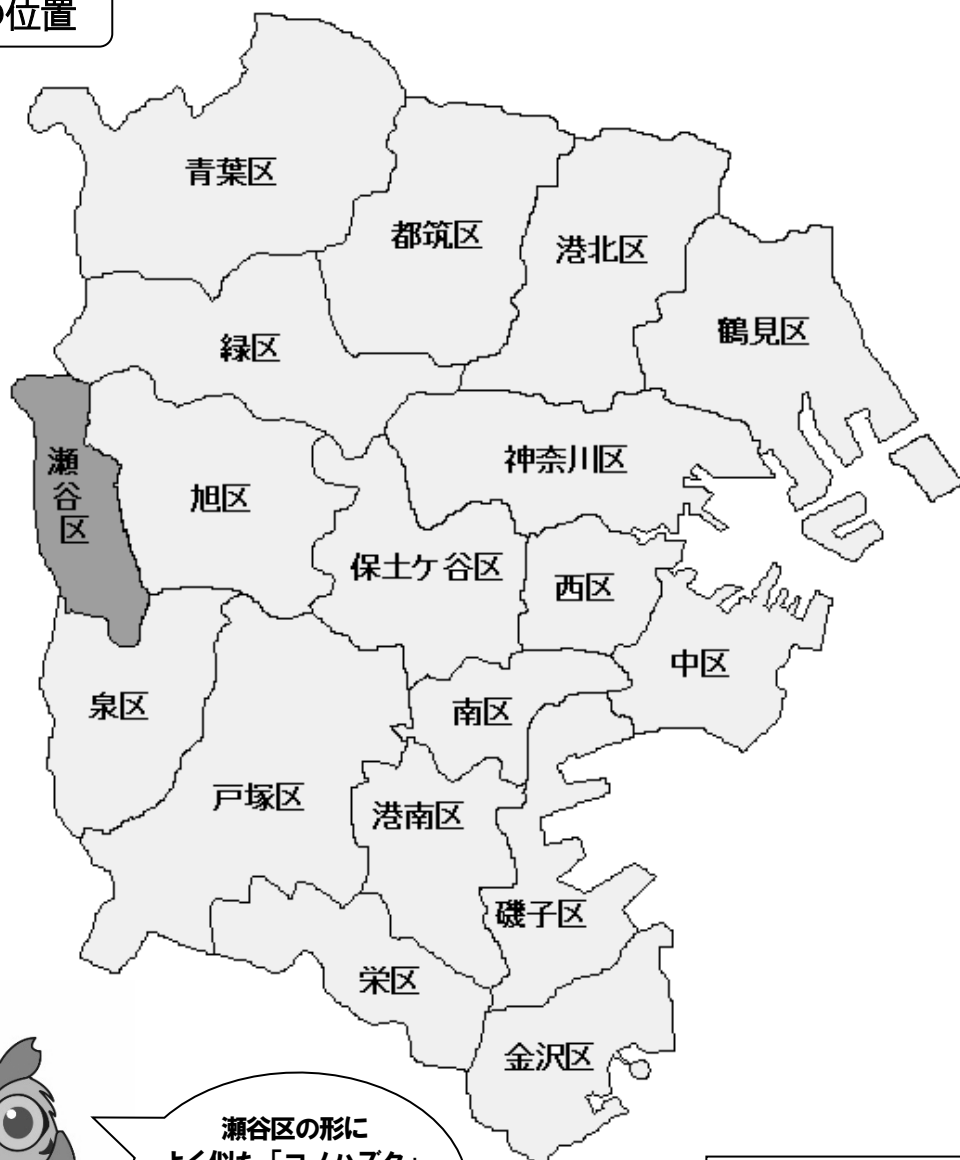
瀬谷区の概況

瀬谷区は、昭和44年10月に戸塚区から分区し、誕生しました。横浜市の西の玄関といわれるように最西部に位置し、西は大和市、北は東京都町田市に接しています。

区域は南北に細長く、コノハズクの形に似ています。面積は17.17km²で全市域の約4%を占め、18区中16番目です。区内を五つの川(境川、大門川、相沢川、和泉川、阿久和川)が流れ、和泉川、阿久和川の源流は区内にあります。

全体的な区の印象は、誕生当時の田園農村的地域からベッドタウン的地域へと変貌しつつありますが、まだまだ緑豊かな環境といえます。

瀬谷区の位置



瀬谷区のマスコットキャラクター
せやまる

瀬谷区の形に
よく似た「コノハズク」
から、マスコットの
ぼくが生まれたよ。

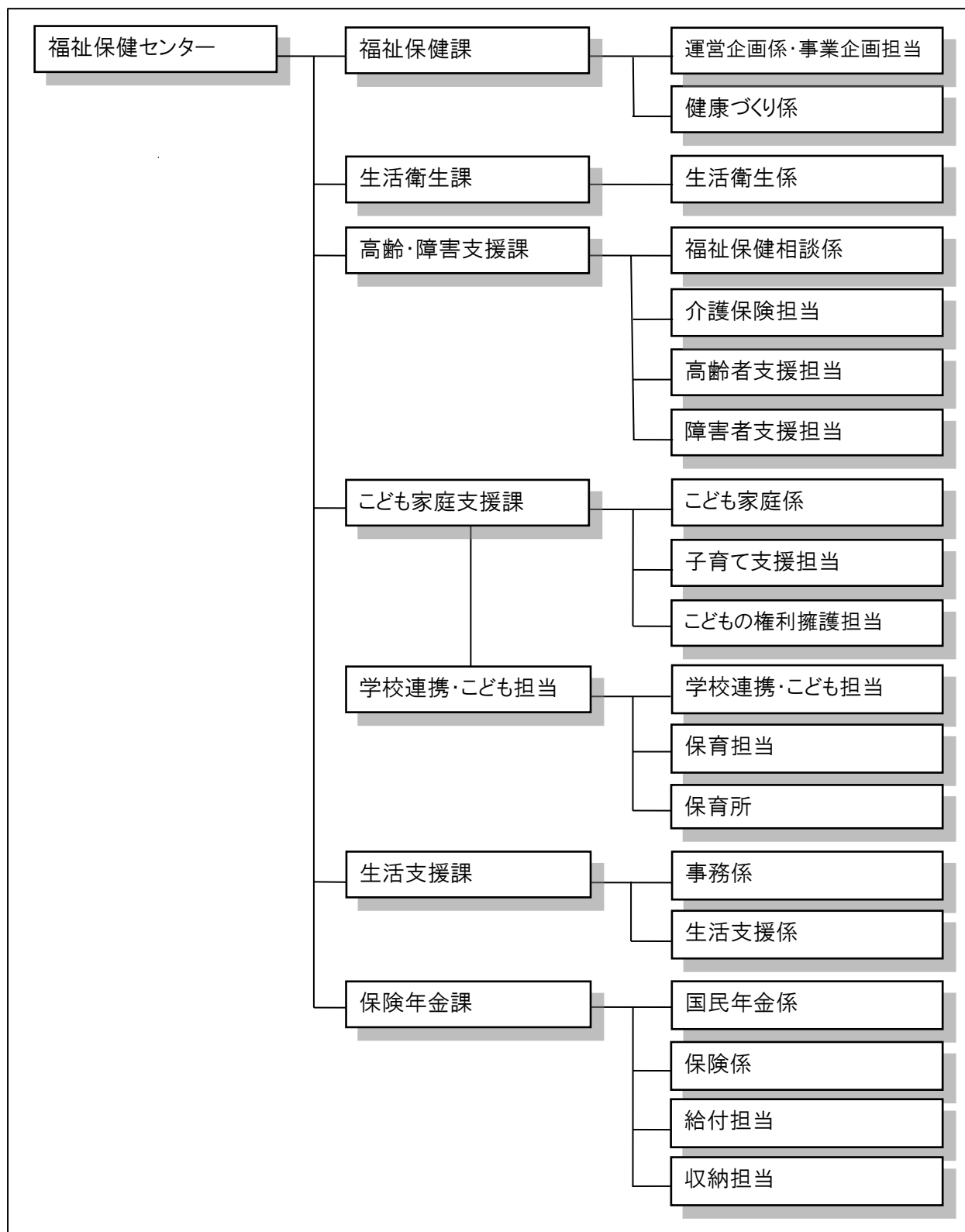
横浜市 438.23km²
瀬谷区 17.17km²
(令和8年4月1日現在、
国土地理院 全国都道府県
市区町村別面積調)

福祉保健センターの概要

1 センターの組織

福祉保健センターは、平成 14 年1月、福祉保健の相談からサービス提供までを総合的に展開していく機関として、各区役所に設置されました。社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」及び地域保健法に基づく「保健所」を一元化し、地域ケアシステムの推進役を担う組織として発足しました。

平成 19 年4月から、健康危機管理機能の強化を図るため、18 保健所から1保健所体制になりました。それに伴い、区福祉保健センターは「福祉事務所」と「保健所支所」を含む組織となっています。



2 事業内容

組織名称	役割	主な業務
福祉保健課	運営企画係 事業企画担当	センター全体のかじ取り役として、効果的かつ適正な予算編成と事業の執行を支援するとともに、各課が業務を通して把握したニーズ及び調査・統計結果を生かし、総合的な福祉保健施策の企画立案を行います。 地域福祉保健の推進や健康の維持・増進を目指す市民、各種団体、公共的施設の活動を支援します。支援にあたって、地域の人的資源や関係機関との連携実績及びデータ等を区総務部と共有し、地域支援機能の強化に繋がります。 センター庶務・労務・経理、民生委員・児童委員、市災害見舞金・弔慰金交付、市長同意事務、福祉保健課庶務・労務・経理、生活衛生課庶務・労務・経理など センターの事業調整・計画策定（地域福祉保健計画等）、地域ケアプラザ（含む地域包括支援センター）・区社協支援、医療救護拠点関係、地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点の指定管理、いわゆる「ごみ屋敷」対策、統計・広報、その他地域福祉保健の推進に関すること
	健康づくり係	「健康横浜 21」の推進を図り、地域全体の健康づくりを支援するとともに、感染症対策に努め、心身ともに健康な地域生活を支援するための事業に取り組みます。健康危機発生時には生活衛生課と一体となり対応します。 がん検診、健康づくり支援、栄養改善、歯科保健、成人保健相談・訪問・地区活動、予防接種関連業務、感染症対策（結核・エイズ等）、肝炎医療費助成、石綿健康被害救済、原爆被害者等援護事務、心の健康づくり、食生活等改善推進員、保健活動推進員など
生活衛生課	生活衛生係	食中毒・感染症等の健康被害を防止し、安全で快適な市民生活を確保するために、食品・環境衛生営業施設、薬事関係施設等の監視指導及び生活衛生に係る相談、啓発事業を行います。 食中毒やノロウイルス・レジオネラ属菌等による感染症、原因不明の有症事例等の健康危機発生時は、福祉保健課と連携して患者及び施設の調査を行い、被害拡大・再発防止にあたります。 犬や猫などペットの飼い主に対し、適正飼育に関する啓発や講習を行い、糞や鳴き声による苦情を減らしていきます。 飲食店等の営業許可・監視指導、食品の収去、食中毒・感染症・有症苦情等調査、違反食品調査、食中毒予防啓発、食品衛生相談 薬局等の許認可・監視指導、医療系免許の申請受付事務 旅館・興行場・公衆浴場・理美容所・クリーニング所・畜舎等の許認可・監視指導、受水槽・特定建築物等の届出事務・監視指導、衛生害虫・居住衛生相談 犬の登録、狂犬病予防関係事務 動物取扱業の登録・監視指導、ペットの適正飼育啓発、ペット・飼い主のいない猫に関する相談

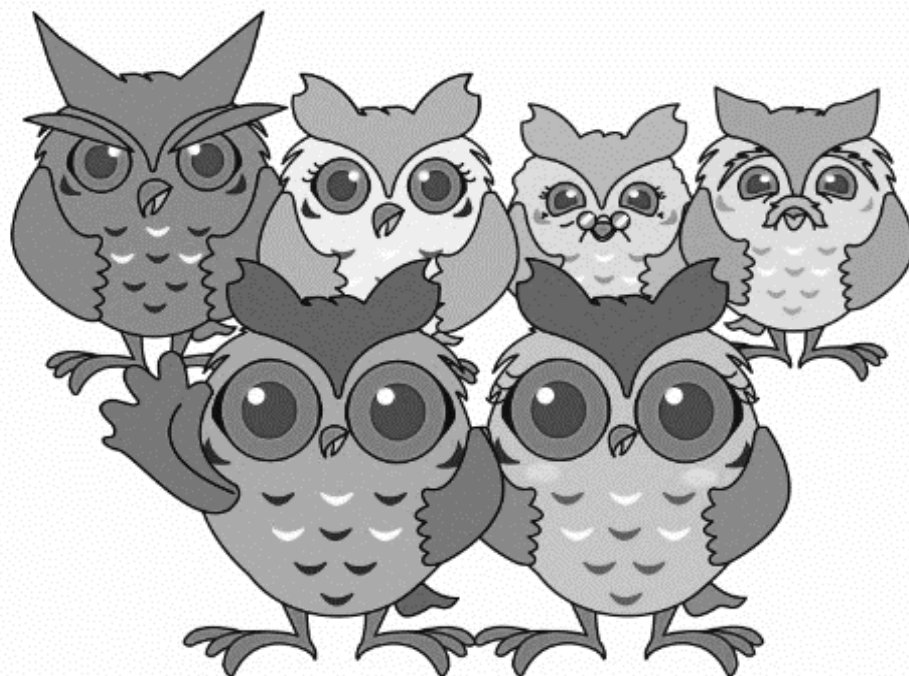
組織名称		役割	主な業務
高齢・障害支援課	福祉保健相談係	介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）とも連携し、健康づくり・介護予防をはじめ、介護保険外サービスの提供、地域の支え合い活動等との調整、地域ケアシステムの構築、生活支援体制の整備などを進め、一人ひとりの要援護高齢者等に見合った在宅生活を支援します。 また、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などの地域生活を重視し、重度化、高齢化に対応した自立支援及び社会参加の促進を図るとともに、障害者地域活動ホームや生活支援センターなどの地域施設や団体の活動支援を行います。	福祉保健の一体的相談、高齢・障害支援課庶務・労務・経理、濱ともカード、敬老特別乗車証、指定難病受給者証受付、老人クラブ助成・支援、特別乗車券、有料道路割引、福祉タクシー券、障害者自動車燃料券など
	高齢者支援担当 介護保険担当		介護保険（支援・指導、要介護・要支援認定、ケアプランの届出受理・管理、広報）、認知症高齢者等支援、成年後見制度（認知症高齢者）、地域包括支援センター支援・指導、介護予防事業、訪問指導、地域包括ケアシステムの構築、生活支援体制の整備など
	障害者支援担当		地域活動ホーム・地域作業所・グループホーム支援、成年後見制度（知的・精神）、精神保健福祉相談・普及啓発、自立支援医療、難病患者在宅サービス、難病患者地域支援対策、手帳交付、各種手当・補助・助成、特別児童扶養手当、総合支援法関連、障害児相談と制度対応など
こども家庭支援課	こども家庭係 子育て支援担当 こどもの権利擁護担当	乳幼児健康診査や相談、各種事業の実施をはじめ、地域や専門機関、保育・教育施設等との連携により、障害のある子どもをはじめ全ての子どもを対象に福祉保健サービスの提供や地域における子育て支援に取り組みます。 また、妊娠期から乳幼児期、学齢期、思春期（18歳未満）の子どもと家庭への支援や、年齢・性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を身につけるサポートを行うとともに、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な状況に対応しています。 全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、学校や地域と連携するとともに、放課後児童育成事業を実施します。また、方面別学校教育事務所と兼務することにより、学校、地域、関係機関と連携し、子どもたちを社会全体で育てる体制をつくります。 公立保育園において保育の提供を行うとともに、区内の保育・教育施設による保育資源ネットワークを構築しています。	手帳交付、各種手当・補助・助成、進路相談、母子生活支援施設・助産施設、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、女性相談、母子家庭等自立支援、児童虐待相談、乳幼児健診、母子保健指導、歯科保健、こども家庭相談、こども家庭センター機能
	保育担当 学校連携・こども担当 保育所（瀬谷第二保育園、中屋敷保育園、二ツ橋保育園）		保育所入所、市立保育所の運営、認可保育所・横浜保育室等の運営指導、認可外保育施設の立入調査など 放課後児童健全育成事業、区役所と学校との連携など 保育の提供、保育資源ネットワークの構築など

組織名称		役割	主な業務
生活支援課	事務係	生活保護法及び生活困窮者自立支援法に基づき、福祉保健センターの各課や関係機関と連携しながら、それぞれの世帯の状況に応じた支援を行います。	生活保護費支払、遺族援護事業、生活支援課庶務・労務・経理、JR 定期券割引(生活保護世帯)など
	生活支援係		生活保護の相談・保護決定、減免・免除等証明、生活困窮者自立支援の相談、ホームレス自立支援、行旅病人及び行旅死亡人など
保険年金課	国民年金係	国民年金制度等の公平、公正な運用を図るため、資格管理、各種給付等に関する法定受託事務を行います。	国民年金の資格取得、住所異動、保険料免除・猶予、学生納付特例など 障害者基礎年金の申請受理など
	保険係 給付担当 収納担当	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度、市独自の医療費助成制度等の各種制度それぞれについて適切に運用し、資格管理、保険料の賦課・収納、保険給付、保険料未納者への対応、特定健診の事務を行います。	国民健康保険・介護保険の資格、保険料賦課・収納、給付、特定健康診査・特定保健指導など 後期高齢者医療制度など 小児・ひとり親家庭等・重度障害者医療費助成事業など

福祉保健課

—Health and Welfare Division—

運営企画係・事業企画担当
健康づくり係



運営企画係・事業企画担当

保健・医療・福祉の関係団体をはじめとした各種団体や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して地域福祉保健の推進に取り組んでいます。

また、福祉保健センター運営の総合的な管理や取りまとめを行うとともに、適正な事務事業及び予算の執行を支援しています。

1 瀬谷区地域福祉保健計画

瀬谷区の地域福祉保健計画は、区民と関係機関、団体等が連携・協働して取り組むまちづくりの計画です。
令和7年度は第4期計画の推進および第5期計画の策定を行いました。

根拠法	社会福祉法 107 条 地域福祉を推進するために市町村が「地域福祉計画」を策定することを規定
基本理念	みんなでつくるみんなのしあわせ
計画期間	令和3年度から令和7年度(第4期) ※第3期は平成 28 年度から令和2年度 ※第2期は平成 23 年度から 27 年度 ※第1期は平成 18 年度から 22 年度
第4期計画のサブタイトル	暮らしやすいまちづくりの計画
第4期計画の基本目標	I “おたがいさま”で支え合う地域づくり II 健康でいきいきと暮らせる地域づくり III 誰もが活躍できる地域づくり
計画の構成	全域計画(区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザの取組) 地区別計画(瀬谷区12地区エリアごとの取組)
事務局	福祉保健課、区社会福祉協議会、区内5地域ケアプラザ

(1) 第5期計画策定の取組

計画の策定に向けて、令和7年度は、地域の活動団体の代表者等を構成メンバーとする策定懇談会委員で、3回の策定懇談会を行いました。

開催日	参加者	内 容
5 月 15 日	策定懇談会委員 (17 人)	「第5期瀬谷区地域福祉保健計画(素案)の基本目標を実現するための『6つの取組』について」をテーマに意見交換
9 月 11 日	策定懇談会委員 (18 人)	「区民意見募集(令和7年7月実施)を踏まえた計画案について」をテーマに意見交換
11 月 6 日	策定懇談会委員 (14 人)	「第5期瀬谷区地域福祉保健計画 最終案 および計画策定の振り返りについて」をテーマに意見交換

(2) 地区別計画推進の取組

福祉保健分野に限らず「暮らしやすいまちづくり」を進めるために地域で取り組む活動を広く盛り込んでいます。計画の策定・推進にあたっては、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザをメンバーとした「地区支援チーム」が支援します。

事務局としては、全地区を対象に情報共有や学びの場として研修会の開催や、活動支援のための補助金の交付等を行っています。

ア 地区別計画推進研修会

開催日	参加者数	内 容
令和8年 1月 30 日	69 人	令和8年度からはじまる、第5期地区別計画について、策定から推進につなげるポイントや地区別計画を通した地域づくりについて理解を深める。 テーマ：「第5期瀬谷区地域福祉保健計画地区別計画の推進について」 講話とグループワーク 講師：川上 富雄氏 (駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻教授)

イ 瀬谷区地域福祉保健計画・地区別計画推進事業補助金

地区別計画の推進を支援するため、計画の推進母体である地区社会福祉協議会等に、補助金を交付しています。

交付団体	地区社会福祉協議会等
交付団体数	10 団体

(3) 瀬谷区地域福祉保健計画推進シンポジウム

地域福祉保健計画の取組を広く区民に周知するためにシンポジウムを開催し、地域の取組の発表等を行っています。

令和8年度からスタートする、新しい「暮らしやすいまちづくりの計画」について紹介し、12地区の代表者に地区別計画の策定について発表いただきました。

開催日	参加者数	内 容
令和8年 2月 21 日	274 人	第5期瀬谷区暮らしやすいまちづくりの計画について 1 計画の概要と全体計画の紹介 2 地区別計画の紹介(12地区) 「地区別計画の策定にあたり、工夫したことや、第5期計画で力を入れたいことなどについて」

2 地域福祉保健の推進を目的とした会議の開催

(1) 区域単位で実施 (回)

名称	内容	開催回数
瀬谷区地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点所長会	福祉保健センターと地域ケアプラザ、区社会福祉協議会で、情報提供や連絡調整等を行っています。	6
地域包括支援センター連絡会		4
包括 主任ケアマネ部会		12
包括 保健師職部会		12
包括 社会福祉職部会		12
地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター連絡会		12
包括支援センター生活支援コーディネーター連絡会		12

(2) 地域ケアプラザ単位で実施

名称	内容	開催回数
定例ケア会議	福祉保健センターと地域ケアプラザの間で地域の情報交換や事例検討会などを開催しました。	5地域ケアプラザ 合計 59 回

3 地域ケアプラザ

(1) 地域ケアプラザとは

誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる地域をつくるための拠点として、地域の福祉・保健サービスを身近な場所で総合的に提供する、横浜市独自の施設です。

(2) 区内の地域ケアプラザ

名称	所在地	指定管理者
二ツ橋地域ケアプラザ	二ツ橋町 83-4	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
阿久和地域ケアプラザ	阿久和南 2-9-2	社会福祉法人 湘南遊愛会
中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷 2-18-6	社会福祉法人 誠幸会
下瀬谷地域ケアプラザ	下瀬谷 2-44-6	社会福祉法人 同塵会
二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

(3) 地域ケアプラザの機能

部門名	内容
地域活動交流事業	自主事業の企画・実施、福祉保健活動の場の提供、地域の福祉保健活動等の情報提供
地域包括支援センター	総合相談・訪問業務、包括的・継続的ケアマネジメント(ケアマネジャーに対する支援)、介護予防ケアマネジメント(要支援1・2や事業対象者のケアプラン作成)
居宅介護支援事業	要介護の認定をうけた高齢者のケアプラン作成
通所介護事業	要支援・要介護の高齢者へのデイサービスを実施 (二ツ橋第二地域ケアプラザを除く)

4 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点「パートナーせや」

横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点「パートナーせや」(所在地:ニツ橋町469)は、区内で自主的な福祉・保健活動を行っている団体の活動の場であり、瀬谷区社会福祉協議会が指定管理者として、管理と活動の支援を行っています。

＜利用実績＞

	5年度	6年度	7年度
使用件数 ※1	1,880	1,869	1,745
登録団体数 ※2	51(※3)	57	61

※1 団体交流室(1・2)、多目的研修室、点字製作室・編集室、録音室、対面朗読室を各登録団体が使用した件数です。

※2 登録団体数は各年度3月末現在のデータです。

※3 令和5年度に団体登録の更新及び更新基準の見直しを行っています。

5 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、各担当地域を持ち高齢・障害・児童福祉等様々な相談を受け、必要な支援を行っています。また、主任児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員です。

(1) 地区別人数 (令和8年3月 31 日現在) (人)

地区名	民生委員・児童委員 現員数 (うち主任児童委員数)
阿久和北部	14 (1)
阿久和南部	14 (1)
三ツ境	10 (1)
瀬谷第一	8 (2)
本郷	10 (1)
瀬谷北部	12 (2)
瀬谷第二	20 (2)
細谷戸	8 (1)
瀬谷第四	11 (1)
南瀬谷	9 (2)
宮沢	13 (2)
相沢	14 (2)
合計	143 (18)

(2) 令和7年度民生委員・児童委員活動状況

		民生委員・児童委員	主任児童委員(内数)
相談・支援件数(件)	高齢者に関すること	1,763	0
	障害者に関すること	74	0
	子どもに関すること	211	41
	その他	495	4
訪問回数(回)	訪問・連絡活動	14,424	130
	その他	7,870	197
連絡調整回数(回)	委員相互	12,721	3,065
	その他の関係機関	4,938	800
活動日数(日)		21,941	2,776
その他の活動件数(件)	調査・実態把握	3,431	5
	行事・事業・会議への参加協力	3,850	559
	地域福祉活動・自主活動	7,749	732
	民児協運営・研修	5,864	764
	証明事務	72	8
	要保護児童の発見の通告・仲介	56	1

6 災害時医療体制

(1) 災害時医療体制についての広報

災害時医療に関するリーフレットを関係機関等に配架・配布しました。

また、医療機関の協力により、災害時に診療等可能であることを示す「診療中」「開局中」と書かれたのぼり旗を掲出する「のぼり旗訓練」を実施し、区民へ周知しました。

(2) 瀬谷区災害医療連絡会議の開催

開催日	9月25日
場所	区役所5階大会議室
対象者	区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、災害拠点病院(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院)、区内5か所の災害時救急病院(横浜相原病院・瀬谷ふたつ橋病院・横浜甞生病院・堀病院・三ツ境病院)、区在宅医療相談室、区訪問看護連絡会、瀬谷警察署、瀬谷消防署、瀬谷区役所
報告事項	区や医療機関、各機関の取組報告

(3) 医療従事者等関係機関向け研修

開催日	12月7日
場所	瀬谷区役所5階大会議室
講師	堀内 義仁 医師(国際医療福祉大学熱海病院 教授)
内 容	・第一部 講話:「変わりゆくBCP ～BCPの復習と見直しにむけて～」 「瀬谷区ロールプレイ研修の歩み」 ・第二部 研修 1 全体研修 情報の流れと伝達の確認、およびBCP(マニュアル)の改善点のチェック 2 部門別研修 (1) EMIS(広域災害・救急医療情報システム)の記入 (参加者)災害時救急病院、災害拠点病院 (2) 災害時を想定した医療救護隊のバッグの中身の過不足確認 (参加者)医療拠点(三師会、Yナース、医療救護隊)及び区医療調整班 (3) 在宅避難患者の情報収集シート作成 (参加者)在宅医療相談室、訪問看護ステーション ・第三部 講話:「マスクギャザリング対策を考える」 「GREEN×EXPO2027 対策を考える～BCP策定にむけて～」
参加者	医療拠点及び医療救護隊(医師、薬剤師、Yナース) 15人 歯科医師会 2人 在宅医療相談室・訪問看護ステーション 15人 災害時拠点病院及び災害時救急病院 8人 区役所(医療調整班、区災害対策本部) 9人

7 各種統計・福祉保健センター業務の集計

厚生労働省等が行う調査や報告について、基礎データや資料を取りまとめ、健康福祉局及び医療局に報告しました。

調査・報告名	内容	実施時期
人口動態調査 (厚生労働省)	市民局窓口サービス課及び戸籍課で作成したデータを基に、出生・死亡・死産に関する基礎データをまとめ、提出しています。	毎月実施
国民生活基礎調査 (厚生労働省)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、国の政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的としています。令和2年の国勢調査区から層化無作為抽出した地区内の世帯に対し、調査員が訪問調査を行っています。瀬谷区では3地区が該当し、調査を実施しました。	調査日 世帯票調査 6月5日 所得票調査 7月10日

社会 保障・人口問題基本調査（世帯動態調査） （国立社会保障・人口問題研究所）	世帯数の将来推計を行うための基礎資料として、国や地方で活用することを目的に実施しています。瀬谷区では2地区が該当し、調査を実施しました。	調査日 6月30日
地域保健・健康増進事業報告 （厚生労働省）	国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的に実施しています。	6月集計・報告
衛生行政報告例 （厚生労働省）	衛生行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料とするため、区内の保健・衛生に関する集計・報告を行っています。	4月集計・報告

8 看護学生等の実習の受入れ

地域福祉保健・地域医療を担う専門職員を育成するため、実習生を受け入れています。

＜令和7年度受入実績＞

（人）

職種	実習期間	人数
保健師	4週間	3
保健師	2週間	2
看護師	1日	3
助産師	1週間	2
栄養士	1週間	8
社会福祉士	24日間	1
合計		19

9 災害見舞金・弔慰金支給事業

火災、水害などによる災害の被災者又は遺族に対し、見舞金や弔慰金を交付し支援します。

＜支給件数・支給額＞

	5年度	6年度	7年度
支給件数(件)	2	3	2
支給額(円)	40,000	250,000	80,000

10 市長同意事務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して、家族等がいらないか、または家族等の全員がその意思を表示することができない等、入院の同意を得ることができない場合に、市長が同意することにより適切な医療につなげます。

（件）

	5年度	6年度	7年度
同意件数	5	14	29

※令和6年度に制度変更（更新手続きの開始等）を実施しています。

健康づくり係

生活習慣病予防、がん検診、個別健康教育等、市民の健康づくりを目的とする様々な事業を行っています。

1 健康づくり支援

区民と行政が協働し、一人ひとりの健康になろうと思う心を育て、それぞれの価値観に基づく健康づくりを推進します。

(1) 健康せや推進事業

ア 地域 de 健康づくり事業

健康づくりに関心のない区民が健康に関心を持つきっかけとなるように、地域に出向いて健康チェックを行いました。

6会場 1,387 人

健康チェック機器貸し出しを行い、保健活動推進員と協力して健康づくりの意識啓発に努めました。

15 回

イ 健康アクション事業

(ア) 生活保護受給者への健康支援事業 (人)

		5年度	6年度	7年度
保健指導・生活支援	健診から保健指導へ導入	6(延べ 40 回)	4(延べ 18 回)	5(延べ 20 回)
	その他保健指導実施	2(延べ2回)	1	-

(イ) 糖尿病等の重症化予防事業

<個別支援>

	5年度	6年度	7年度
対象者数(人)	3	1	5
実施回数(回)	延べ 9	1	延べ 9

<集団支援(6年度まで)・普及啓発(7年度から)>

	5年度		6年度		7年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (延べ人数)	実施回数 (回)	参加人数 (延べ人数)	実施回数 (回)	参加人数 (延べ人数)
妊娠糖尿病 啓発	61	2,398	24	361	15	289
普及啓発	-	-	-	-	1	204

(ウ) 健康経営企業応援事業

	5年度	6年度	7年度
啓発（回）	205	25	26
認証事業所数	15	12	28

ウ 生活習慣病予防健康相談

生活習慣病予防に関して保健師、栄養士、歯科衛生士が相談を受けています。

(件)

対応種別	5年度	6年度	7年度
訪 問	38	9	9
面 接	85	51	40
電話相談	5	23	11

(2) がん対策

瀬谷区では、がん対策として区民に正しい知識の普及を行い、予防に必要な生活改善ができるよう啓発を行っています。また、がん検診の受診方法を紹介し、多くの方が、がん検診の機会を得るよう働きかけています。

ア 禁煙・受動喫煙防止啓発

(人)

啓 発 機 会 ・ 実 施 内 容		人数
世界禁煙デー	5月30日～6月6日 区役所区民ホールにてパネル展示、SNS 発信	627
九都県市 禁煙キャンペーン	瀬谷フェスティバル パネル展示 パンフレット・街頭キャンペーン啓発ティッシュ配布	2,000
両親教室(10回)	受動喫煙防止について講話	80
個別禁煙相談	マイクロCO測定 ニコチン依存度チェック 等	1
区内小・中学校への健康教育	喫煙による害の講話・啓発資料配布 喫煙を勧められた時の断り方のロールプレイの実施	999
4か月健診来所保護者	養育者へ啓発物品配布 禁煙情報提供	680
母子健康手帳交付時面接	母子健康手帳交付時にパンフレット配布	794

イ がん予防啓発

啓 発 機 会 ・ 実 施 内 容		実施回数 (回)	参加者 (人)
4か月健診	乳がん自己触診体験	12	465
がんに関する啓発パネル展示 がん予防・早期発見のための検診受診の推奨	① 乳がん 10月2日～10月7日	5日間	380
	② 肺がん・胃がん 10月27日～11月7日	10日間	500
	③ 大腸がん 令和8年3月2日～3月11日	8日間	200

(3) メンタルヘルス事業

ア アルコールに関する健康講話を実施。

両親教室 10回 80人

イ メンタルヘルス講演会「ヨガでリラックス ～腰痛・肩こりケアしてみませんか？～ (人)

年度	7年度
参加者数	22

(4) 健康手帳交付状況 (冊)

	5年度	6年度	7年度
交付数	21	13	6

2 感染症

(1) 結核

ア 結核登録者(各年12月31日現在) (人)

	5年	6年	7年
人 数	13	23	22

イ 新規登録者数(年度中の新規登録患者) (人)

		5年度	6年度	7年度
内 訳	肺結核	8	2	8
	肺外結核	1	0	0
	潜在性結核感染症	5	7	2
合 計		14	9	10

ウ 管理検診・接触者健診(各年 12 月 31 日現在) (人)

	5年	6年	7年
管理検診	12	16	16
接触者健診	59	17	57

※他区・自治体から依頼を受けた件数も含む

エ 保健師による訪問指導 (人)

	5年度		6年度		7年度	
訪問・面接	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
件数	13	45	16	23	12	73

オ ハイリスク検診・定期健康診断実施状況 (人)

	ハイリスク検診			定期健康診断		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
受診者	97	33	26	3,506	4,641	3,819

カ 普及啓発パネル展示

結核予防週間 区役所区民ホール 実施日9月 29 日～10 月8日 (10 日間) 250 人

(2) HIV

エイズに関する無料・匿名の相談・検査及び検査の普及啓発を実施しています。

ア エイズの相談及び HIV・梅毒検査利用者数 (人)

	5年度		6年度		7年度	
	相談	検査	相談	検査	相談	検査
男	24	16	88	25	37	14
女	18	7	21	5	20	7
合 計	42	23	109	30	57	21

イ 普及啓発パネル展示

区役所2階区民ホール HIV 検査普及週間 6月5日～6月 13 日(9日間) 275 人

世界エイズデー啓発イベント 11 月 25 日～12 月5日(11 日間) 250 人

(3) 感染症患者等積極的疫学調査(患者・同行者・接触者等)

分類	調査件数(件)
1～5類感染症(5類移行後の新型コロナウイルス感染症を含む※)	31

※新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から5類感染症に移行しました。

(4) インフルエンザ様疾患発生報告

インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の状況及び欠席数を把握し、必要に応じて感染拡大防止の指導を行っています。(件)

年度	5年度	6年度	7年度
報告数(延べ)	79	27	92

(5) 感染症研修

ア 高齢者施設・児童施設の職員等を対象に、感染症の基礎知識と発生時の対応について研修を実施しています。

	実施回数	参加施設数	参加者(人)
子ども食堂・配食グループ	1	10	12
老人ホーム	1	1	7
高齢・障害・児童施設	1	26	30
子育て支援拠点・つどいの広場	1	2	25

イ 区内活動団体、高齢者施設・児童施設に手洗いチェッカーを貸し出しています。

	団体数	貸出回数	利用人数
児童施設	2	3	306
高齢・障害施設	11	14	410
公共施設・自治会	3	3	46
合 計	16	20	762

3 栄養改善・健康増進

(1) 乳幼児食生活支援

離乳食など子どもの食生活に関して不安な方に、健診時、赤ちゃん教室、個別に予約制及び電話での相談を実施しています。また、離乳食教室と1歳児食と歯の元気教室を開催し、離乳期から幼児期の子どもと養育者の健康を支援しています。

		5年度	6年度	7年度
乳幼児健診時個別相談		276	334	330
赤ちゃん教室	回 数	18	14	14
	参加者(組)	150	133	116
乳幼児食生活相談	来所	6	13	20
	電話相談等	2	7	3
離乳食はじめ方講座	回 数	18	15	15
	参加者(組)	286	300	309
離乳食教室	回 数	12	12	12
	参加者(組)	86	89	92
1歳児 食と歯の元気教室	回 数	9	9	8
	参加者(組)	54	65	57

(2) 食生活等改善推進員養成講座及び活動支援

ア 食生活等改善推進員養成講座

食生活等改善推進員を養成するための講座を開催しています。講座修了後は、食生活を中心とした健康づくり推進のため、地区での活動に参加します。福祉保健センターではこれらの活動に助言、協力をしています。

(人)

	5年度	6年度	7年度
講座回数	8回 1コース	8回 1コース	8回 1コース
講座受講者数	19	9	5
養成数	17	8	5
推進員入会数	5	7	2

イ 食生活等改善推進員の地区組織育成

健康づくりを行う地区組織活動に参加する食生活等改善推進員の活動を支援します。(延べ人数)

	5年度		6年度		7年度	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
食生活等改善推進員 定例研修会	11	319	11	323	11	335
役員会、活動準備等	23	161	36	223	29	204

ウ 食生活等改善推進員への活動支援

ライフサイクルに応じた健康づくりのための普及啓発活動を健康福祉局から委託を受けて実施しています。食生活を中心とした健康づくりの知識の普及と地域のつながり強化を目指しています。(延べ人数)

		5年度	6年度	7年度
市民の健康づくり	回数(回)	12	8	8
	参加者	235	201	204
	推進員	51	58	55
その他の地区活動	回数(回)	4	7	13
	参加者	225	781	672
	推進員	23	130	50

(3) 給食施設指導等

特定多数の人に対して継続的に食事を供給する給食施設に対し、健康増進法に基づいて給食関係者の研修会や巡回を実施し、喫食者の健康管理がなされるように指導をしています。

		5年度	6年度	7年度
給食施設数(年度末時点)		60	64	66
研修会	開催回数	3	2	3
	参加施設数(延べ)	34	17	29
個別指導(件)	巡回指導	20	20	20
	その他相談	11	27	43
健康増進法に基づく届出件数		25	29	17

(4) 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民生活基礎調査単位区から抽出された地区を対象に調査を実施しています。

5年度	6年度	7年度
対象世帯なし	対象世帯なし	対象世帯なし

(5) その他依頼講習等

様々な機会に、バランスの良い食生活等について啓発しています。

		5年度	6年度	7年度
依頼講習等	回数	10 回	13 回	12 回
	参加者数(延べ)	186 人	643 人	805 人

4 歯科保健

福祉保健センターでは、歯や口の健康づくりをとおして、子どもから大人、高齢者まで健康で快適な生活が送れるよう支援しています。

(1) 歯科口腔保健推進関係事業

世代の特性に応じた、むし歯や歯周病の予防に関する取組や、口腔機能の維持向上(オーラルフレイル予防)に関する取組を行い、正しい知識と予防方法の普及・啓発を行っています。

対象	5年度	6年度	7年度
障がい者等	5回 79 人	4回 54 人	3回 23 人
高齢者等	7回 104 人	13 回 249 人	10 回 189 人
保健活動推進員	2回 ※再掲 47 人	3回 ※再掲 59 人	3回 ※再掲 47 人
食生活等改善推進員	2回 45 人	2回 33 人	2回 41 人
地域子育て支援拠点等講座 参加親子	5回 76 人	4回 70 人	8回 123 人

(2) 歯と口の健康週間行事

毎年6月4日から 10 日は「歯と口の健康週間」です。横浜市の地区行事として瀬谷区では歯科医師会と両主催で、区民を対象に歯科保健の啓発事業を実施しています。

(人)

実施項目	実施内容	5年度
フッ素塗布と歯科相談	未就学児を対象にフッ素塗布・矯正相談他	35
	保護者を対象にお口の健康チェック他	
高齢者よい歯のコンクール	65 歳以上の高齢者を対象に口腔審査、表彰	20

令和6年度より、実施内容を変更しました。

(人)

実施項目	実施内容	6年度	7年度
歯っぴーフェスタ	未就学児を対象にむし歯菌リスク判定テストフッ素塗布・歯科相談・縁日他	38	53
	保護者を対象に健康チェック		
健口長寿お口の健康管理 優秀者表彰	歯科医師会会員より推薦された高齢者の表彰	11	15

5 保健活動推進員

地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、福祉保健センターや地域の団体等と連携し、生活習慣病予防など地域の健康づくり活動を行っています。

(1) 地区別人数（令和8年3月 31 日現在） (人)

地区名	保健活動推進員数
阿久和北部	16
阿久和南部	10
三ツ境	14
瀬谷第一	10
本郷	11
瀬谷北部	10
瀬谷第二	22
細谷戸	1
瀬谷第四	13
南瀬谷	10
宮沢	15
相沢	16
合計	148

(2) 保健活動推進員 12 地区活動状況(研修会、事業、会議等の実施) 地区ごとに計上(回)

年度	5年度	6年度	7年度
実施回数	187	250	※168

※ 内訳 保健活動推進員として独自に企画したもの ……33 回
 連合町内会、町内会主催の行事等へ協力したもの ……70 回
 地域ケアプラザ、近隣福祉施設等から協力依頼があったもの… 9 回
 区役所の事業に協力したもの…56 回

6 予防接種

予防接種自己負担免除対象者申請者数 (人)

	5年度	6年度	7年度
高齢者インフルエンザ予防接種	340	333	249
成人用肺炎球菌ワクチン	19	11	14
高齢者コロナワクチン (R6年度より開始)	-	284	196
带状疱疹ワクチン (R7年度より開始)	-	-	82

7 肺がん検診

	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	7	レントゲン機器撤去のため、 実施なし	
受診者(人)	150		
受診結果要精密検査(人)	6		

8 原爆被爆者援護

原爆により被爆された方等を援護する事業について、神奈川県及び横浜市への進達事務を行っています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
神奈川県への進達件数 (原爆被爆者援護法等)	21	22	15
横浜市への進達件数 (原子爆弾被害者等援護事業)	16	23	20

9 肝炎対策

肝炎の治療を行う方等を支援する事業について、神奈川県への進達事務を行っています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
県への進達件数	85	74	83

生活衛生課

—Health sanitation division—



生活衛生係



生活衛生係

衛生的な環境を確保するために、営業施設の指導や生活衛生に係る相談・啓発事業を行っています。

1 食品衛生

食品衛生法や神奈川県条例等に基づき、食品関係施設の設備や食品の取り扱い等について監視指導を実施し、食品による事故の未然防止や違反食品の排除等に努めています。

(1) 業種別施設数・監視延べ件数(許可を要する施設) (件)

	営業施設数 (年度末)			監視指導 延べ件数		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
許可施設総数	738	702	673	283	306	248
新規許可申請数	52	43	42			
廃業届出数	39	38	43			
飲食店	572	555	529	189	205	170
菓子製造業	68	61	61	25	34	26
乳製品製造業	2	3	3	1	0	0
魚介類販売業	18	18	17	18	15	11
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	—	—	—
食品の冷凍又は冷蔵業	2	2	2	3	1	1
喫茶店(自動販売機を含む)	21	6	5	1	2	1
アイスクリーム類製造業	2	2	2	3	3	2
食肉処理業	4	4	4	4	4	1
食肉販売業	21	21	19	20	27	25
食肉製品製造業	4	3	3	6	4	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	1	1	0	1	0
漬物製造業	0	1	4	—	0	2
豆腐製造業	2	1	1	2	0	0
麺類製造業	6	5	5	5	3	3
そうざい製造業	5	5	4	4	2	3
添加物製造業	1	1	1	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機	2	5	4	1	0	0
水産製品製造業	0	1	1	—	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	—	—	—
食品の小分け業	4	5	5	1	4	3
密封包装食品製造業	2	2	2	0	0	0
魚介類加工業	1	0	0	0	1	—

(2) 業種別施設数・監視延べ件数(許可を要しない施設)

(件)

	営業施設数 (年度末)			監視指導 延べ件数		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
報告施設総数	406	438	454	108	120	79
開始届出数	46	65	40			
廃業届出数	41	28	17			
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	14	10	9	2	2	1
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	17	12	10	4	1	1
乳類販売業	59	47	47	14	8	5
氷雪販売業	1	1	1	0	0	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	53	65	69	1	0	0
弁当販売業	5	6	7	4	6	4
野菜果物販売業	12	15	15	4	10	7
通信販売・訪問販売による販売業	3	5	7	0	0	0
コンビニエンスストア	43	47	52	8	12	6
百貨店、総合スーパー	21	25	27	23	40	24
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	41	47	46	0	4	1
その他の食料・飲料販売業	65	81	82	24	20	16
添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた 添加物の製造を除く。)	1	1	1	0	0	0
コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	11	11	11	0	1	0
農産保存食料品製造・加工業	1	1	1	0	0	1
調味料製造・加工業	0	0	1	—	—	1
製茶業	2	3	3	1	0	0
その他の食料品製造・加工業	4	4	4	2	1	1
行商	1	1	2	0	0	0
集団給食施設	51	54	57	21	14	11
器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の 製造、加工に限る。)	1	2	2	0	1	0

(3) 食品等の収去検査実施状況

(件)

	5年度				6年度				7年度			
	収 去 検体数	検査項目数			収 去 検体数	検査項目数			収 去 検体数	検査項目数		
		理化学	細菌	表示		理化学	細菌	表示		理化学	細菌	表示
総数	38	841	38	16	49	886	69	14	43	969	36	15
魚介類	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—
魚介類加工品	0	—	—	—	1	16	0	1	0	—	—	—
肉卵類及び その加工品	4	4	17	1	3	0	15	0	3	0	14	0
穀類及び その加工品	1	18	—	1	2	111	0	1	1	21	0	1
野菜類果実 及びその加工品	7	681	—	1	7	591	0	2	8	665	2	0
菓子類	4	40	0	4	8	46	16	2	7	155	0	7
その他の食品等	22	98	21	9	28	122	38	8	24	128	20	7
違反数	0	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	—

(4) 食品等の苦情受付件数(原因別)

(件)

	異物混入	カビ発生	腐敗・変敗	有症苦情	取扱・不衛生	その他	合計
5年度	4	1	0	10	8	5	28
6年度	6	1	1	3	5	10	26
7年度	4	0	0	6	3	5	18

(5) 食中毒関連調査件数※

(6) 食中毒発生状況(年計)

	件数(件)
5年度	28
6年度	23
7年度	24

	件数(件)	患者(人)
5年度	0	0
6年度	0	0
7年度	2	7

※食中毒と断定されなかった案件及び他区・他都市からの依頼案件

(7) 衛生教育(講習会等)

食品関係者・消費者を対象として食品衛生情報の提供等を実施しています。

対象	消費者		営業者等	
	実施回数(回)	受講者(人)	実施回数(回)	受講者(人)
5年度	4	541	26	644
6年度	7	183	17	498
7年度	18	203	14	356

2 環境衛生

(1) 環境衛生関係営業

ア 環境衛生営業施設数・申請・届出受理・監視指導数

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所については、営業者自ら施設の管理、衛生面のチェックをする
自主管理点検も実施しています。

(件)

		合計	旅館	興行 場	公衆 浴場	理容 所	美容 所	クレー ニング所	プー ル	墓地	温泉	畜舎
5 年 度	施設数	505	1	1	5	64	126	44	3	240	2	19
	監視・調査等	95	2	1	13	13	17	8	6	1	12	22
	申請・届出等	51	0	0	4	10	20	9	2	1	5	0
	相談受付	311	2	0	50	36	58	60	21	1	39	44
6 年 度	施設数	502	1	1	5	64	126	41	3	240	2	19
	監視・調査等	47	2	0	9	6	13	6	5	0	2	4
	申請・届出等	47	0	0	5	5	26	5	2	0	3	1
	相談受付	151	5	3	20	12	52	28	9	2	11	9
7 年 度	施設数	497	1	1	5	63	125	38	3	240	2	19
	監視・調査等	43	2	2	9	2	9	4	4	0	4	7
	申請・届出等	40	0	1	8	2	21	5	2	0	1	0
	相談受付	83	14	12	17	4	14	5	6	0	10	1

※ 施設数は各年度末

イ 検査実施状況

科学的なデータに基づく監視、指導を実施しています。

	センター独自検査	
	施設数(年度末)	延べ検体数(件)
5年度	26	87
6年度	15	30
7年度	27	50

* 温泉利用施設の現場検査や
公衆浴場の利用水に対する検査
を行っています。

(2) 受水槽・水道等

簡易専用水道等の施設数及び監視調査等実施件数

(件)

		施設数(年度末)	監視調査	申請届出	相談受付
5年度	専用水道	3	6	36	39
	簡易専用水道	113	17	65	50
	小規模受水槽	117	2	43	59
	簡易給水水道	0	—	00	0
6年度	専用水道	3	2	37	16
	簡易専用水道	110	7	66	39
	小規模受水槽	117	1	29	24
	簡易給水水道	0	—	0	0
7年度	専用水道	3	3	40	8
	簡易専用水道	108	15	61	27
	小規模受水槽	117	3	23	13
	簡易給水水道	0	—	0	0

(3) 特定建築物・建築物登録業

ア 特定建築物施設数及び監視調査等件数

多人数が利用する一定規模のビル管理全般について指導しています。

(件)

	施設数(年度末)	監視・調査等	届出・報告等	相談
5年度	16	5	29	59
6年度	17	2	20	23
7年度	17	5	20	23

イ 建築物登録業施設数等

多人数が利用する一定規模のビル管理全般を請け負う業者に対して指導しています。(件)

	5年度				6年度				7年度			
	施設数	監視・調査等	申請・届出等	相談受付	施設数	監視・調査等	申請・届出等	相談受付	施設数	監視・調査等	申請・届出等	相談受付
合計	10	6	5	36	10	0	2	11	10	4	5	12
建築物清掃業	1	2	1	10	1	0	0	0	1	0	0	0
建築物空気環境測定業	2	0	0	2	2	0	1	6	2	0	2	3
建築物飲料水 水質検査業	1	1	2	5	1	0	0	0	1	2	1	3
建築物飲料水 貯水槽清掃業	3	1	1	14	3	0	0	0	3	0	0	0
建築物排水 管清掃業	1	0	0	1	1	0	0	1	1	2	2	6
建築物ネズミ 昆虫等防除業	1	2	1	3	1	0	0	0	1	0	0	0
建築物環境衛生 総合管理業	1	0	0	1	1	0	1	4	1	0	0	0

※ 施設数は各年度末

(4) その他

ア ねずみ・衛生昆虫等駆除相談

身の回りに発生する衛生害虫などの防除方法について、アドバイスしています。(件)

		5年度	6年度	7年度
調査件数		43	15	22
相談件数		793	385	349
種 類	ハチ	323	185	183
	ネズミ	160	64	68
	ダニ	24	4	3
	ゴキブリ	2	3	5
	シロアリ	47	4	2
	ノミ	7	3	1
	チャタテムシ	2	0	0
	シラミ	1	0	0
	ガ	5	2	0
	ハエ	1	2	2
	トコジラミ	22	11	7
	その他	199	107	78

イ ハチ相談受付件数の内訳

アシナガバチやスズメバチの巣に関するご相談には、駆除方法のアドバイスや業者団体の紹介等を行っています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
スズメバチ	108	91	84
アシナガバチ	162	86	81
ミツバチ	41	6	17
その他のハチ	12	2	1

ウ 講習会・説明会等啓発事業

営業者や区民へ生活衛生等に関する情報提供に努めています。

	合計		自治会等(住民)		営業及び水道施設等	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
5年度	7	155	2	26	5	129
6年度	4	90	2	52	2	38
7年度	3	67	2	48	1	19

エ 災害応急用井戸

災害発生時の生活用水の確保のために、災害応急用井戸の指定を行っています。

	指定井戸数(件)
5年度	91
6年度	90
7年度	86

3 狂犬病予防及び動物愛護管理

区内5か所に出張会場を設けて、犬の登録・狂犬病予防注射の推進を図っています。また、犬・猫などによる糞や鳴き声など不適切な飼育に関する苦情・相談に対して、飼い主への正しい飼い方の指導・啓発を実施しています。

(1) 犬関係業務

		5年度	6年度	7年度
登録申請数(頭) ^{※1}		172	170	146
狂犬病予防注射済票交付数(枚) ^{※2}		1,014	1,044	1,125
内容別苦情受付 (件)	捕獲・収容依頼	3	0	4
	放し飼い	5	4	6
	ふん尿による汚染	83	92	75
	その他	44	37	27
	計	135	133	112
野犬捕獲数(頭)		2	0	0
返還数(頭)		0	0	0
飼い主不明犬の収容数(頭)		1	1	3
負傷犬の収容数(頭)		0	0	0
成犬(生後 31 日以上)引取数(頭)		6	3	0
子犬(生後 30 日以内)引取数(頭)		0	0	0
咬傷事故届出(件)	飼い主あり	7	4	5
	飼い主不明	0	0	0
被咬傷者(人)	成年	5	4	4
	未成年	3	0	1
咬傷時の犬の 管理状態(件)	犬舎	1	0	0
	放し飼い	0	0	0
	係留して運動中	4	1	4
	その他	2	3	1

※1 区役所窓口申請数(横浜市の委託を受けた動物病院とペットショップでの登録申請数を含みません。)

※2 区役所窓口交付数(横浜市の委託を受けた動物病院での交付数を含みません。)

(2) 猫の引き取り

引き取りの対象は、①飼えなくなった場合、②飼い主不明で、ケガや病気、自活不能、遺棄された場合です。

(頭)

	飼えなくなった猫		飼い主不明猫		
	成猫	子猫	傷病	自活不能	遺棄
5年度	14	0	15	13	0
6年度	11	0	3	6	0
7年度	8	0	4	0	0

(3) 動物愛護普及啓発事業

	5年度		6年度		7年度	
	回数(回)	受講者(人)	回数(回)	受講者(人)	回数(回)	受講者(人)
しつけ方教室※	2	7	1	39	2	15
講習会	1	29	1	22	1	76

※ 令和5、7年度は実技講習形式、令和6年度はセミナー形式で実施しました。

4 医務・業務

薬局・施術所等の開設や変更に伴う申請、届出を受け付けています。

また、薬事監視、毒劇物監視を実施し、危害防止に努めています。

(1) 区内各施設数(年度末)

ア 薬局等

(件)

薬局	医薬品販売業		高度管理医療 機器販売業等	管理医療機器 販売業等	毒劇物販売業
	店舗販売業	卸売販売業			
51	23	6	62	304	23

※ 複数の販売業を兼ねる施設もあります。

イ 施術所等

(件)

施術所		歯科技工所
あんま・はり・きゅう	柔道整復	
52	25	15

(2) 申請・届出件数

ア 薬局等

(件)

	薬局		医薬品販売業		医療機器等 販売業・賃貸業		毒物劇物販売業	
	許可申請	その他	許可申請	その他	許可申請・届出	その他	登録申請	その他
5年度	0	236	0	79	12	66	1	9
6年度	2	259	3	77	10	84	0	10
7年度	3	272	1	96	19	70	0	9

イ 施術所等

(件)

	施術所				歯科技工所	
	あんま・ はり・きゅう		柔道整復			
	開設届	その他	開設届	その他	開設届	その他
5年度	4	14	3	7	0	0
6年度	0	15	1	6	0	1
7年度	3	4	1	4	0	1

(3) 進達事務取扱件数

医療従事者の免許申請等は受付後、神奈川県知事に進達しています。(件)

		5年度	6年度	7年度
各種資格免許関係事務	医師法	2	3	6
	歯科医師法	4	0	1
	保健師助産師看護師法	88	93	92
	診療放射線技師法	2	1	1
	臨床検査技師等に関する法	7	4	5
	理学・作業療法士法	13	14	13
	視能訓練士法	1	1	1
	栄養士法	22	32	28
	調理師法	33	22	30
	麻薬及び向精神薬取締法	236	86	214
	薬剤師法	20	22	24

高齡・障害支援課

—Elderly and disabled Support division—

福祉保健相談係

介護保険・高齢者支援担当

障害者支援担当



福祉保健相談係

福祉保健の総合相談を行い、相談の内容を整理しながら、対象者に必要なサービスや初期の援助方針を提示し、高齢・障害支援課等の各担当へ引き継ぎます。

1 窓口来庁者数

令和7年度合計 30,880 人

	来庁者(人)		来庁者(人)
4 月	2,668	10 月	2,896
5 月	2,489	11 月	2,091
6 月	2,575	12 月	2,240
7 月	2,804	1 月	2,388
8 月	2,800	2 月	2,333
9 月	3,008	3 月	2,588

2 老人クラブ助成・支援

老人クラブを育成し健全な発展を図るため、区シニアクラブ連合会及び各地区老人クラブの各種活動を支援します。

＜クラブ数と会員数の状況＞

(7年度)

	加入クラブ	未加入クラブ	計
クラブ数	47	2	49
会員数(人)	2,128	179	2,307

3 高齢者生きがい

高齢者に日ごろの活動の成果を発揮する場を提供するとともに、健康づくりや生涯学習のために、各種イベントを実施し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

＜各種事業実施状況＞ (人)

事業名	5年度	6年度	7年度
ノルディックウォーク講習会	24	-	-
公園・駅美化活動	48	46	36
保健衛生講習会	-	-	-
カラオケ大会	18	20	-
シニアステージ(入場者)	強風のため中止	150	83
ベタンク講習会	31	雨天のため中止	22
囲碁将棋大会	30	17	23
横浜シニア大学	20	20	17
趣味の作品展(出品者)	34	30	34
ゲートボール大会	34	36	34
グランドゴルフ大会	72	59	63
シニアスポーツフェスティバル	42	100	48

4 敬老特別乗車証交付

70 歳以上の高齢者(希望する方のみ)に、市内のバスや地下鉄などの乗車証を交付しています。

＜交付数推移＞ (件)

5年度	6年度	7年度
10,667	10,653	10,754

5 特別乗車券等発行

障害者等の行動範囲の拡大のために、福祉特別乗車券など各種の交通手段の割引制度があります。

＜発行状況＞ (件)

	5年度	6年度	7年度
福祉特別乗車券	2,338	2,403	2,458
在宅重度障害者福祉タクシー利用券	1,186	1,140	1,241
障害者自動車燃料券	596	607	752
有料道路通行料金割引証(処理件数)	851	807	842

介護保険・高齢者支援担当

介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、地域ケアプラザなどと連携し、介護予防をはじめとする一般行政サービスの提供や、地域の支えあい活動等の調整を行い、一人ひとりの要援護高齢者に見合った在宅生活を支援します。

《介護保険担当》

1 介護保険

介護保険制度は、急速に加速する高齢社会の介護問題に、わが国全体の問題として取り組むという目的で、平成12年4月からスタートした制度です。

この制度は、加齢などにより介護を要する状態になっても、高齢者の選択により、できる限り自立した日常生活を送ることができるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供する仕組みです。介護保険担当は、この介護保険サービスを受けるにあたって必要な要介護度の認定事務を行っています。

(1) 申請受理件数 (件)

		5年度	6年度	7年度
瀬谷区	新規	2,518	2,545	2,659
	更新	3,144	2,172	2,708
	区分変更	673	741	815
	計	6,335	5,458	6,182
横浜市(計)		155,998	140,827	153,918

(2) 認定調査実施件数 (件)

		5年度	6年度	7年度
瀬谷区	直営	2,635	2,694	2,336
	委託	3,609	2,573	3,685
	計	6,244	5,267	6,021
横浜市(計)		152,928	137,092	151,060

(3) 居宅サービス計画作成依頼届出書受理件数 (件)

		5年度	6年度	7年度
瀬谷区	新規	1,785	1,735	1,805
	変更	411	416	344
	計	2,196	2,151	2,149
横浜市(計)		52,357	54,249	54,640

(4) 要介護認定者数（令和8年3月 31 日現在）

(人)

	瀬谷区	構成比(%)	横浜市	構成比(%)
要支援1	962	11.5	24,985	12.4
要支援2	1,479	17.8	34,151	16.9
要介護1	1,361	16.3	32,416	16.1
要介護2	1,772	21.3	42,686	21.2
要介護3	1,149	13.8	27,195	13.5
要介護4	1,021	12.3	24,800	12.3
要介護5	587	7.0	15,351	7.6
合 計	8,331	100	201,584	100

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100 とならないことがあります。

《高齢者支援担当》

2 高齢者在宅サービス

介護保険サービスとは別に、要援護高齢者に対し、在宅生活支援・介護予防・自立生活支援を目的としたサービスを実施しています。

(1) 食事サービス（利用者数※年度末現在）

(人)

対象者	内容	5年度	6年度	7年度
おおむね 65 歳以上で、介護保険で原則要介護2以上の認定を受けた方、又は身体に障害のある方で、食事づくりが困難な方	事業者が、栄養のバランスが取れた食事を訪問して届けるとともに、安否確認を実施	27	25	—

※令和6年度末で事業終了

(2) 外出支援サービス(年間延べ利用回数)

(回)

対象者	内容	5年度	6年度	7年度
おおむね 65 歳以上の要介護(要支援)認定を受けた方で、タクシーを含む一般の交通機関による外出が困難な方	専用車両で病院、福祉施設等へ送迎	0	—	—

※令和5年度末で事業終了

(3) 生活支援ショートステイ(年間延べ利用回数)

(件)

対象者	内容	5年度	6年度	7年度
おおむね 65 歳以上の方で、介護保険の対象にはならないが、介護者の不在や一人暮らしなどのために生活管理が必要な方	養護老人ホーム等に短期間入所し、体調の回復、生活習慣などを改善	2	0	2

(4) 日常生活用具の給付(利用者数※年度末現在) (人)

対象者と内容	種類	5年度	6年度	7年度
おおむね 65 歳以上の寝たきりの高齢者など(品目によって対象者が異なる)に在宅生活に必要な生活用品を給付	あんしん電話	44	43	32
	紙おむつ	350	342	331

(5) 高齢者住環境整備事業

※要支援又は要介護の認定を受けた方が対象 (障害者住環境整備事業対象者を除く) (件)

	内容	5年度	6年度	7年度
住環境整備事業	在宅での自立の支援や介護者の負担を軽くするため、身体状況に合わせた住宅改造(新築・増改築は対象外)の相談や所得に応じた改造費の助成	1	0	0
評価訪問	専門スタッフが身体状況の評価と、それに合わせた機器や住環境整備の相談、動作指導及び介助指導を実施	1	0	0

(6) 養護老人ホーム入所事業

	入所措置 (件)	退所措置 (件)	措置人数 (人)
5年度	3	3	13
6年度	1	2	12
7年度	1	2	11

(7) 訪問理美容サービス事業(登録者数※年度末現在) (人)

対象者	内容	5年度	6年度	7年度
おおむね 65 歳以上の要支援・要介護認定を受けた方で、介助を受けても外出が困難な方	理美容師が出張・訪問してサービスを提供	64	66	72

(8) 訪問指導 (件)

対象者	内容	5年度	6年度	7年度
40 歳以上の一人暮らしの方や、虚弱な高齢者	寝たきりや認知症などの予防のため、保健師又は歯科衛生士、栄養士等が家庭訪問し、本人又は家族等の介護者に必要な保健指導や相談を実施	保健師等 506 歯科衛生士 — 栄養士 —	保健師等 584 歯科衛生士 — 栄養士 —	保健師等 534 歯科衛生士 1 栄養士 0

(9) リハビリ教室事業

脳卒中などの疾病で後遺症のある方を対象に、交流しながら、実生活に役立つ体験やスポーツ、話すことを通し、心身の機能維持・日常生活の自立・社会参加ができるよう支援しています。

	実施回数 (回)	参加者(人)		延べ参加者(人)	
		男	女	本人	家族
5年度	35	4	1	143	4
6年度	35	4	4	155	15
7年度	20	3	2	76	12

(10) 中途障害者地域活動センター「ワンステップ瀬谷」

脳卒中後遺症などの中途障害者が、創作、軽作業及び生活訓練などを通し、交流を深め、社会参加を図りながら、自主的に活動する場です。

	実施日数(日)	延べ利用者(人)	登録者(人)
5年度	226	1,638	20
6年度	232	1,691	17
7年度	229	1,603	17

(11) 認知症高齢者支援

ア 認知症高齢者保健福祉相談事業(もの忘れ相談)

認知症の疑いのある高齢者やその家族に対して、専門医による個別相談を月1回行っています。

	開設数 (回)	相談件数(件)	延べ訪問件数(件)
5年度	12	21	0
6年度	12	14	2
7年度	12	13	0

イ 認知症高齢者家族介護者の集い「わらべの会」

認知症の高齢者を介護している家族が集まり、体験を語り合い、情報交換をしています。

	回数 (回)	参加者数(人)	延べ参加者(人)
5年度	12	25	77
6年度	12	25	84
7年度	12	17	73

ウ 認知症高齢者緊急対応事業

急激な精神症状の悪化により、在宅生活が困難となった場合の相談に応じています。また、必要に応じ、本人の安全な生活の確保と介護者の負担軽減のため、一時入院受け入れ先の調整を行っています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
件数	3	0	1

エ 認知症医療連携

(ア) 認知症医療連携検討会

瀬谷区高齢・障害支援課、区医師会代表、区内地域包括支援センター及び区ケアマネット代表が集まり、医療、保健、福祉関係者が連携、支援していく仕組みづくりについて検討しています。

開催日	主な内容
9月29日	認知症初期集中支援チーム取組報告、認知症支援に関する取組報告、意見交換

(イ) 認知症医療連携リーフレット「これをもって『かかりつけ医』に行こう」

認知症の早期発見・早期対応につなげることを目的として配布しています。

オ 瀬谷区認知症キャラバン・メイト連絡会

瀬谷区では各地域ケアプラザエリアに分かれ、地域包括支援センターと連携しながら活動をしています。

キャラバン・メイト数(区登録) 241人(新規5人)

認知症サポーター養成講座開催数 18回(742人)

(対象内訳: 住民5回(128人)、企業3回(53人)、学校10回(561人)、行政0回(0人))

認知症サポーター養成数累計 18,078人

認知症キャラバン・メイト連絡会

開催日	参加者(人)	主な内容
9月16日	33	・「レッツおこわチャレンジ!!」 一緒に作業をすることで、若年性認知症の当事者の理解を深めることを目的とした体験型ワーク 講師:山崎 健一氏(株式会社 GrASP) 他
1月29日	37	・若年性認知症の当事者の想いを中心とした活動に関する講義・ワークショップ 講師:山崎 健一氏(株式会社 GrASP) 他

カ 瀬谷区認知症高齢者等SOSネットワーク

瀬谷区認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録された認知症高齢者が行方不明となったときに、当該高齢者を早期に発見、保護すること及び地域住民に認知症高齢者への理解を深めることにより、警察、行政、民間組織及び地域住民が有機的に連携しネットワークを構築することを目的としています。

(ア) 発見協力機関

区内地域包括支援センター(5)、瀬谷警察署、旭区役所、泉区役所
相模鉄道(株)大和駅、瀬谷駅、三ツ境駅(鉄道)
神奈川中央交通(株)戸塚営業所(バス)、神奈川中央交通東(株)大和営業所(バス)
相鉄バス(株)旭営業所(バス)
三ツ境交通(有)(タクシー)、瀬谷交通(有)(タクシー)

(イ) 見守り協力機関登録数(年度末現在) (件)

	5年度	6年度	7年度
登録数	274	279	267

(ウ) 登録者数 (人)

	登録者数(年度末)	うち新規登録者
5年度	161	33
6年度	159	41
7年度	147	22

(エ) 発見協力依頼件数 (件)

	依頼発信件数	3区連携受理件数(旭・泉区分)
5年度	0	11
6年度	5	10
7年度	2	7

(12) 在宅高齢者虐待防止事業

ア 虐待相談件数及び相談者内訳

(件)

	相談件数	相談者内訳(※重複あり)											
		被虐待者	家族・親族	虐待者自身	包括支援センター	居宅介護支援事業所	介護事業者	医療機関	警察	民生委員	近隣住民	当該行政職員	その他
5年度	49	2	1	—	3	6	—	3	30	—	1	4	1
6年度	62	2	4	1	4	8	—	3	38	—	—	1	1
7年度	61	3	2	1	4	5	1	1	41	—	2	1	—

イ 虐待認定件数及び虐待類型内訳(※重複あり)

(件)

	虐待認定件数	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	放棄・放任	不明
5年度	16	11	8	—	7	8	—
6年度	30	24	18	—	4	9	—
7年度	21	13	7	—	1	6	—

ウ 虐待防止連絡会・研修会、講演会の開催

高齢者虐待防止事業研修会（地域包括支援センター、区役所職員向け）

実施日	内 容
7月29日	高齢者虐待における行政と包括の役割～初動対応について～

エ 介護こころ相談室

	実施回数(回)	相談件数(件)
5年度	5	7
6年度	5	5
7年度	6	7

3 介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

ア 啓発講座

実施日	内 容	参加人数
10月3日 10月8日 10月9日	「瀬谷区ウォーキング測定会～自分の歩き方を見てみよう～」 ・フレイル予防、ウォーキングの健康効果、高齢期の身体づくりに有用な栄養摂取の知識に関する啓発 ・介護予防につながる行動の普及を図るための歩行姿勢測定 講師：横浜市スポーツ協会（運動講師） カワセ薬局（管理栄養士） 区福祉保健センター保健師	58人

イ 介護予防出前講座

対象：サロン、シニアクラブ等

実施回数：10回、参加人数：計193人

(2) 元気づくりステーション事業

平成24年度から、区内全域の地区診断を実施し、高齢者等が集まり介護予防や健康づくりを目的とした活動を自主的・継続的に行うグループの支援を行っています。（支援回数 68回）

また、参加者を対象に体力測定を実施しました。（実施回数 6回、参加者 80人）

グループ名	活動開始時期	会場	主な内容
健康ねっこの会	平成25年4月	下瀬谷地域ケアプラザ	体操、ウォーキング等
カロリーングっど	平成25年8月	二ツ橋地域ケアプラザ	軽体操、カロリーング
くぬぎ会	平成26年2月	原中学校コミスク	軽体操、レクリエーション、歌
ホップステップハーモニー	平成27年4月	下瀬谷地域ケアプラザ	音楽療法、口腔体操、脳トレ
にこにこ体操	平成27年4月	阿久和団地第一集会所	軽体操、脳トレ
すみれ会	平成28年4月	上瀬谷町内会館	体操、脳トレ、茶話会
中屋敷青空会	平成29年4月	中屋敷中央公園	いろいろウォーク、脳トレ、ストレッチ等
あさがおの会	平成30年7月	南瀬谷小学校コミスク	体操、レクリエーション等
あくわ音楽倶楽部	令和元年5月	はら保育園	音楽療法、口腔体操、脳トレ

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

元気づくりステーションや、地域グループ・地域ケア会議等にリハビリテーション専門職派遣を活用し、瀬谷区における介護予防の推進を図りました。

ア 実施回数:3 回

イ 職種別派遣回数

理学療法士:0 回

作業療法士:2回(元気づくりステーション交流会1回、地域グループ(介護予防)1回／参加者計 34 名)

言語聴覚士:1回(元気づくりステーション 1 回／参加者 35 名)

4 ネットワークの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進をしています。

また、在宅療養を支える多職種の支援者同士がより良い連携を図り、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進できるよう、瀬谷区在宅医療相談室と連携して取組を実施しています。

(1) 区レベル地域ケア会議

会議	実施日	内容	参加メンバー
区レベル 地域ケア会議	1 月 20 日	瀬谷区特殊詐欺・消費者被害防止の取り組み及び次年度区レベル地域ケア会議の取り組みテーマに向けて	医師会、歯科医師会、薬剤師会、連合町内会自治会連絡協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会、瀬谷ケアマネット、サポートネット弁護士、在宅医療相談室、消費生活総合センター、瀬谷警察署、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市経済局消費経済課、区地域振興課、区福祉保健課 等(37 人)

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

会議	実施日	内容	参加メンバー
在宅医療・介護 連携研修 (せやまるカフェ)	10 月 14 日	身寄りのない方の支援～ガイドラインから考えよう～	医師、病院看護師、訪問看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、区社会福祉協議会職員、在宅医療相談室、区職員等 (51 人)
せやまる在宅 ネットワーク会議	7 月 14 日	キーパーソンがいない高齢者の支援について(事例検討)	医師会、歯科医師会、薬剤師会、瀬谷ケアマネット、訪問看護連絡会、訪問介護連絡会、通所介護連絡会、地域密着型サービス事業所連絡会、訪問リハビリテーション連絡会、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、瀬谷区在宅医療相談室 等 (22 人)
	12 月 22 日	キーパーソンがいない高齢者の支援について(意思決定にかかる既存ツールの活用方法について)	医師会、歯科医師会、薬剤師会、瀬谷ケアマネット、訪問看護連絡会、訪問介護連絡会、通所介護連絡会、地域密着型サービス事業所連絡会、訪問リハビリテーション連絡会、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、瀬谷区在宅医療相談室 等 (26 人)

5 高齢者権利擁護推進事業

(1) 成年後見制度区長申立件数

成年後見制度の活用にあたっては、身寄りがいないなどの理由で、後見等開始の申立てをする人がいない方の保護を図るため、市町村長に申立権が付与されています。横浜市では市町村長に与えられた審判請求について、区長に委任することにより、各区役所が審判請求を行っています。

(件)

(家裁申立日基準)	5年度	6年度	7年度
申立件数	6	12	5

(2) 権利擁護のための普及啓発

瀬谷区版エンディングノート及びガイドブックを作成、権利擁護のための普及啓発ツールとして活用し、エンディングノートに関する講座を行っています。

講座の開催場所	回 数	参加人数
二ツ橋地域ケアプラザ	2 回	20 人
二ツ橋第二地域ケアプラザ	3 回	28 人
阿久和地域ケアプラザ	3 回	61 人
中屋敷地域ケアプラザ	6 回	88 人
下瀬谷地域ケアプラザ	2 回	15 人
合 計	16 回	212 人

6 高齢者見守りキーホルダー(愛称:せや八福札)

外出先で突然倒れて緊急搬送されたり、急に帰り道がわからなくなったりしたときなどに、速やかにご家族等へ連絡することができるよう、原則 65 歳以上の希望者の方を対象にキーホルダーを配布しています。キーホルダーには地域ケアプラザの電話番号と登録番号が書いてあり、病院や警察等から地域ケアプラザに連絡が入った際、登録されている身元や緊急連絡先等の情報を提供することができます。

< 申込件数 >

(件)

	新 規	累 計
二ツ橋地域ケアプラザ	24	503
二ツ橋第二地域ケアプラザ	112	559
阿久和地域ケアプラザ	20	490
中屋敷地域ケアプラザ	22	257
下瀬谷地域ケアプラザ	21	595
合 計	199	2,404

7 地域福祉保健の推進を目的とした会議の開催《再掲》

(1) 区域単位で実施

(回)

名称	内容	開催回数
瀬谷区地域ケアプラザ・福祉保健活動拠点所長会	福祉保健センターと地域ケアプラザ、区社会福祉協議会で、情報提供や連絡調整等を行っています。	6
地域包括支援センター連絡会		4
包括 主任ケアマネ部会		12
包括 保健師職部会		12
包括 社会福祉職部会		12
地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター連絡会		12
包括支援センター生活支援コーディネーター連絡会		12

(2) 地域ケアプラザ単位で実施

名称	内容	開催回数
定例ケア会議	福祉保健センターと地域ケアプラザの間で地域の情報交換や事例検討会などを開催しました。	5 地域ケアプラザ 合計 59 回

障害者支援担当

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などの地域生活を支援し、重度化、高齢化に対応した自立支援、社会参加の促進を図るとともに、地域のネットワークや機関、団体の活動支援、普及啓発事業を行っています。

1 障害者支援

(1) 身体障害者手帳所持者数（各年度3月31日現在）

- ・法令に定められた身体障害のある方に交付
- ・障害の程度によって1級から6級に区分されます (人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
5年度	1,474	592	525	971	198	201	3,961
6年度	1,425	591	533	946	196	203	3,894
7年度	1,412	593	527	961	190	194	3,877

〈内訳〉 (人)

年度	視覚	聴覚	音声	肢体	内部
5年度	275	363	30	1,831	1,462
6年度	265	353	30	1,791	1,455
7年度	269	358	33	1,752	1,465

(2) 知的障害者「愛の手帳」所持者数(各年度3月31日現在)

- ・児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障害と判定された方に交付
- ・障害の程度によってA1からB2まで4区分されます (人)

年度	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	計
5年度	265	254	354	938	1,811
6年度	269	260	365	989	1,883
7年度	276	259	371	1,037	1,943

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月31日現在）

- ・社会復帰の促進及び社会参加の促進を図るため、障害の程度に応じて交付
- ・障害の程度によって1級から3級に区分されます (人)

	1級	2級	3級	計
5年度	250	1,384	613	2,247
6年度	252	1,455	647	2,354
7年度	272	1,543	680	2,495

(4) 障害者手当取扱件数（各年度3月 31 日現在）

それぞれの制度について対象者が定められています。（件）

種別	5年度	6年度	7年度
神奈川県在宅重度障害者等手当	130	142	148
特別障害者手当	205	202	195

(5) 更生医療の給付(年間延べ給付実績(給付決定ベース))

(件)

国等が指定する医療機関で障害軽減・機能回復のための医療が受けられます。 【対象:18 歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方】	5年度	6年度	7年度
	96	109	131

(6) 日常生活用具の給付・貸与(年間延べ実績(給付決定ベース))

(件)

障害児者等及び介護者の日常生活の負担を軽減するための用具機器類を給付及び貸与します(例 特殊寝台、拡大読書器、室内信号装置など)。【対象:身体障害者手帳をお持ちの方等(品目によって対象者や障害の等級が異なります)】	5年度	6年度	7年度
	811	759	768

(7) 補装具の交付と修理(年間延べ実績(給付決定ベース))

(件)

身体障害児者等の身体機能を補完又は代替するための補装具を交付及び修理します。(例 眼鏡、義眼、盲人安全杖、補聴器、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖など) 【対象:身体障害者手帳をお持ちの方等】	5年度	6年度	7年度
	313	337	336

(8) 住環境整備事業(年間延べ実績(給付決定ベース))

(件)

重度障害児者のいる家庭の住宅設備等を障害の状態に応じて改造する場合、費用の一部を助成します。 【対象】①1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方 ① 知能指数(IQ)が 35 以下の方 ② 3級の身体障害者手帳をお持ちで知能指数が 50 以下の方	5年度	6年度	7年度
	7	1	3

(9) 自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付者数(各年度3月 31 日現在)

自立支援医療(精神通院医療)とは、精神疾患により、継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている方の医療費の自己負担が、原則1割になる制度です。

(件)

	受給者証交付数
5年度	3,320
6年度	3,449
7年度	3,611

(10) 精神保健福祉相談活動

こころの病気の予防、早期発見、治療への導入、社会復帰等を目的として、医療ソーシャルワーカーや保健師による相談や訪問を行いました。(件)

実施内容	5年度	6年度	7年度
相談（延べ件数）	2,800	1,675	1,494
訪問（延べ件数）	208	203	283

(11) 精神保健福祉集団援助

		5年度	6年度	7年度
生活教室「つくしの会」	開催回数（回）	24	15	23
	延べ参加者（人）	162	76	192
精神保健福祉家族会 「あじさいの会」	開催回数（回）	3	3	3
	延べ参加者（人）	39	35	38
アディクション家族教室	開催回数（回）	4	12	6
	延べ参加者（人）	35	43	42

(12) 精神保健に関する専門医による相談 (人)

		5年度	6年度	7年度
実施回数(回)		15	15	10
来庁	実人数	20	12	9
	延べ人数	20	12	9
訪問	実人数	0	3	2
	延べ人数	0	3	2

(13) 救急対応

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に基づき、自傷他害の恐れのある精神障害者を診察し、入院措置等を行いました。(件)

	5年度	6年度	7年度
通報等件数	40	35	30

(14) 発達障害地域連携プログラム

横浜市発達障害者支援センターや関係機関との連携を深めるため、情報交換や事例検討を行いました。

(件)

	5年度	6年度	7年度
会議開催回数	2	3	4

2 難病相談事業

医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、指導・助言を行うことにより、適切な療養生活の確保と社会復帰の促進に資することを目的とした難病相談会を実施しました。

(1) 講演会 (人)

	対象病名	参加者
5年度	後縦靭帯骨化症	24
	再生不良性貧血	9
6年度	特発性間質性肺炎	24
	脊髄小脳変性症	34
7年度	IgA 腎症	30
	大脳皮質基底核変性症	18

(2) 難病交流会

パーキンソン病・脊髄小脳変性症等の難病患者・家族の交流会では、情報交換・話し合いを行っています。

		5年度	6年度	7年度
「亀の会」	開催回数 (回)	10	11	10
	参加者 (人)	11	13	15
	延べ参加者(人)	74	60	99

3 障害者地域生活支援事業

(1) ネットワーク活動

瀬谷区障害者地域自立支援協議会(せやまんまるねっと)

障害者地域活動ホーム、瀬谷区生活支援センター及び区社協をはじめ障害福祉サービス事業所、特別支援学校等の支援機関による情報交換や事例検討を行いました。

	開催日
代表者会議	4月 25 日
交流会議	6月 19 日、10 月8日、12 月 11 日、2月 26 日
その他開催部会等(通年開催)： 相談部会、児童部会、グループホーム部会、日中活動支援部会、精神保健福祉連絡会、地域力プロジェクト	

(2) 講座・啓発等

健康講座(障害者やその家族等を対象)

講座名	実施日	参加者
精神障害者生活教室におけるヘルスアップ講座	口腔ケア:7月 11 日 栄養教室:7月 18 日	延べ 11 人

(3) その他普及啓発

ア 展示・イベント等によるPR

- ・ 福祉事業所バザー開催支援(瀬谷区役所) 毎月第3火曜日
- ・ 福祉事業所バザー開催支援(相鉄線駅) 三ツ境駅:6、12月 瀬谷駅:6、9、12、3月
- ・ 事業所パン・弁当販売(瀬谷区役所) 毎週木曜日

イ 冊子等の作成

- ・ 障害理解啓発パンフレットの更新

4 自殺対策啓発事業

(1) 自殺対策啓発講演会及びゲートキーパー養成研修

研修名	会場	実施日	参加者(人)
自殺対策・ゲートキーパー養成研修	区役所5階会議室	3月13日	11

こども家庭支援課

—Children and Families Support Division—

こども家庭係・子育て支援担
当・こどもの権利擁護担当
学校連携・こども担当
保育担当・保育所



こども家庭係・子育て支援担当・こどもの権利擁護担当

乳幼児健康診査などの保健事業の実施及び地域や専門機関等との連携により、妊娠期から乳幼児期、学齢期、思春期(18歳未満)の子どもと家庭への支援や、年齢・性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を身につけるサポートを行うとともに、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な状況に対応しています。

1 母子健康手帳交付数

(冊)

5年度	6年度	7年度
783	735	794

2 妊産婦健康相談

助産師・保健師が妊娠・出産・産後の生活等についての相談に応じています。

(件)

5年度	6年度	7年度
1,407	1,563	1,421

3 母親(両親)教室

妊婦とその家族を対象に、健康な妊娠中の生活と安全な出産、豊かな子育てのために必要な知識や技術の学習と仲間作りを目的に実施します。

(人)

参加者	5年度	6年度	7年度
本人	101	77	78
配偶者 他	87	73	74

4 医療給付事務

母子保健法、児童福祉法及びその他の関係法規に基づく各種の医療給付について、申請書の受理、医療券の交付等を行っています。

(件)

種別	5年度	6年度	7年度
未熟児養育医療給付	27	32	39
小児慢性特定疾病医療給付	126	225	120
自立支援医療(育成医療)給付	10	8	9

5 母子訪問指導事業

(1) 新生児とその母親を対象に、委嘱母子訪問指導員(助産師・保健師)による訪問指導を行っています。

	5年度	6年度	7年度
出生連絡票届出 (件)	744	731	698
訪問件数 (件)	211	203	190
委嘱母子訪問指導員 (人)	6	5	5

(2) 職員(保健師・助産師)による訪問指導件数(延べ数) (件)

	5年度	6年度	7年度
未熟児	22	36	63
新生児	123	198	52
乳児	181	169	285
幼児	191	142	153
児童	6	1	4
思春期	0	0	0
妊婦	17	15	17
産婦	329	406	407
更年期	—	0	0
その他	0	0	2
合計	869	967	983

6 こんにちは赤ちゃん訪問事業

4か月までの乳児のいる世帯を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問員(民生委員・児童委員等)による訪問を行っています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
訪問件数	745	685	665

7 乳幼児健康診査実施状況

4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、計測、診察、歯科相談、栄養相談、育児相談を行っています。(人)

	5年度		6年度		7年度※	
	対象者	受診者 (受診率)	対象者	受診者 (受診率)	対象者	受診者 (受診率)
4か月児	765	740 (96.7%)	695	695 (100.0%)	658	677 (102.9%)
1歳6か月児	780	779 (99.9%)	701	682 (97.3%)	749	765 (102.1%)
3歳児	808	784 (97.0%)	788	789 (100.1%)	726	749 (103.2%)

※令和8年7月時点速報値

8 経過健診実施状況

専門の医師が診察し、必要に応じて専門の医療機関へ紹介しています。

(人)

	5年度	6年度	7年度
受診者	97	112	79

9 心理発達相談

(1) 個別相談

発達障害の疑いがある子ども、発達に心配のある子どもの養育者を対象に専門の発達相談員が個別相談を行っています。

(人)

	5年度	6年度	7年度
受診者	271	254	214

(2) 親子教室(集団指導)

発達を促すこと、子どもとの遊び方・かかわり方を学ぶことを目的に、1歳6か月健診後のフォローとして、集団での遊びの教室を実施しています。

	5年度	6年度	7年度
実施回数 (回)	12	12	12
参加者 (人)	48	44	42

10 養育支援事業

育児支援家庭訪問事業

育児支援家庭訪問員が、養育不安を抱える家庭を訪問し、不安の軽減を図り、育児支援を行っています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
延べ訪問数	147	46	108

11 養育ネットワーク事業

(1) 地域育児教室(赤ちゃん教室)

安心して地域の中で子育てができるよう、乳児とその保護者を対象に、各会場概ね月1回開催しています。

	5年度	6年度	7年度
開催会場 (か所)	7	7	7
延べ参加者 (人)	1,320	1,257	1,212

(2) ふたご(多胎児)の会

多胎児の親と妊婦を対象に、多胎児の子育てが安心してできるように講習会や交流会を開催しています。

	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	3	3	2
延べ人数(母子数)(人)	32	18	10

12 子育て支援者事業

身近な地域の子育て経験者を「子育て支援者」として、地域の中で、「子育て相談」「子育てグループ」への支援を行っています。子育て相談は、6会場で毎週1回開催しています。

6会場：瀬谷地区センター、南瀬谷小コミュニティ・スクール、中屋敷地区センター、阿久和地区センター、せや活動ホーム太陽別館、せや福祉ホーム

(1) 子育て相談実績

	5年度	6年度	7年度
実施回数 (回)	287	285	287
相談者数 (人)	1,224	1,540	1,317
相談件数 (件)	3,247	4,060	3,414
来所者数 (人)	2,766	3,769	3,371

(2) 子育てグループ活動への支援(子育て支援者の派遣)

(回)

	5年度	6年度	7年度
実施回数	6	5	4

13 子育てグループへの支援

(1) 子育てグループ支援

子育てグループの活動について、子育て支援者や区の職員が、グループ運営上の助言や交流会の開催などを支援しています。

(各年度末)(現在団体数)

	5年度	6年度	7年度
幼児グループ数	5	5	5

この他にも瀬谷区には、ほっぺの会(障害児自主訓練会)、コアラの会(肢体障害児自主訓練会)があります。

(2) 子育てグループリーダー研修

子育てグループのリーダー育成、グループ間の交流や情報交換、グループの運営などについて研修会及び講習会を実施しています

	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	2	2	2
延べ人数(人)	25	15	23

14 ぶちママの会(若年の妊産婦の会)

10代の妊産婦を対象に交流会を通して、子育て仲間をつくることを目的に開催しています。

	5年度	6年度	7年度
実施回数(回)	9	8	8
延べ人数(母子数)(人)	56	55	23

15 関係機関とのネットワークづくり

	5年度		6年度		7年度	
	回数	参加数	回数	参加数	回数	参加数
子育て応援ネット ※	16回	91団体	17回	83団体	21回	92団体
児童虐待防止連絡会	2回	63人	3回	68人	3回	61人

※子育て応援ネットは全体会及び区内4エリアのブロック会議で構成されています。

16 寄り添い型生活支援事業

生活困窮など、養育環境に課題があり支援が必要な世帯の子どもと保護者に対し、生活支援・生活体験・学習支援・相談など、必要な支援を行っています。

【北部】

	5年度	6年度	7年度
支援児童数	32	19	18
子どもの生活塾「竹村の丘」 支援延べ人数（人）	1,197	1,425	1,300
通所・登校支援延べ人数(人)	1,114	2,617	2,180

【南部】

	5年度	6年度	7年度
支援児童数	15	17	18
子どもの生活塾「KURUMI」 支援延べ人数（人）	450	583	670
通所・登校支援延べ人数(人)	598	1,116	1,338

17 児童虐待防止啓発事業

(1) 啓発講演会

地域の関係機関向けに児童虐待防止の啓発のための講習会を実施しています。

	5年度	6年度	7年度
児童虐待防止啓発講演会 (参加人数)	123 人	95 人	183 人

(2) パネルの展示

内 容	5年度	6年度	7年度
児童虐待防止啓発パネルの展 示（来場者数）	9,560 人	8,800 人	3,770 人

18 歯科保健

(1) 乳幼児歯科保健指導及び健康診査実施状況

乳幼児健診の際に4か月児を対象に歯科保健指導を、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科保健指導及び健康診査を実施しています。

ア 4か月児歯科保健指導実施結果

	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
5年度	765	695	90.8
6年度	695	695	100.0
7年度※	658	677	102.9

※令和8年7月時点速報値

イ 1歳6か月児歯科健康診査実施結果

	受診者 (人)	現在歯数		むし歯のある者・本数			
		総数 (本)	1人平均 (本)	総数 (人)	罹患率 (%)	総数 (本)	1人平均 (本)
5年度	779	10,942	14.0	2	0.26	8	4.0
6年度	682	9,373	13.7	1	0.15	4	4.0
7年度※	765	10,451	13.7	6	0.78	24	4.0

※令和8年7月時点速報値

ウ 3歳児歯科健康診査実施結果

	受診者 (人)	現在歯数		むし歯のある者・本数			
		総数 (本)	1人平均 (本)	総数 (人)	罹患率 (%)	総数 (本)	1人平均 (本)
5年度	784	15,461	19.7	43	5.5	144	3.3
6年度	789	15,537	19.7	53	6.7	160	3.0
7年度※	749	14,773	19.7	26	3.5	75	2.9

※令和8年7月時点速報値

(2) 1歳6か月児歯科事後指導事業

1歳6か月児歯科健診受診者に、むし歯予測テスト(う蝕活動性試験)を実施し、3歳児う蝕罹患率の低下を目的に、ハイリスク判定の者及びむし歯(初期むし歯以上)保有の者に対し、歯科保健指導及び健診を行っています。

ア むし歯予測テスト実施結果

※ハイリスク判定の者(++)以上)

	受診者(人)	心配なし		やや危険		危険		非常に危険
		－	±	＋	1.5＋	++	2.5＋	+++
5年度	779	76	111	195	250	141	6	0
6年度	682	36	135	169	178	147	17	0
7年度※	765	21	60	129	279	218	58	0

※令和8年7月時点速報値

イ 事後指導実施結果

		はみがき教室※1 むし歯予防教室※2	経過歯科健診※3
5年度	回数(回)	12	15
	人数(人)	67	143
6年度	回数(回)	12	12
	人数(人)	44	106
7年度	回数(回)	12	12
	人数(人)	99	135

※1 むし歯(初期むし歯以上)保有の者を対象に実施

※2 むし歯予測テストにてハイリスク判定の者を対象に実施

※3 ※1、2の受診者を対象に、3から4か月毎に3歳まで経過歯科健診を実施

(3) 乳幼児歯科相談

未就学児を対象に、歯科健診、相談、歯みがき指導を実施しています。

		5年度	6年度	7年度
回数(回)		12	12	12
来所者	乳幼児(人)	16	44	32
	妊産婦(人)	1	2	2

※妊産婦の歯科相談も併せて行っています。

(4) その他の歯科健康教育

歯科衛生士がむし歯予防についての話や歯みがき実習、歯科相談などを実施しています。

	対象	回数(回)	人数(人)
5年度	赤ちゃん教室(0歳児)	17	233
6年度	赤ちゃん教室(0歳児)	12	204
7年度	赤ちゃん教室(0歳児)	14	244

19 母子生活支援施設入所

配偶者のいない女性、またはこれに準ずる事情のある女性で、18歳未満の児童を養育している場合に、子どもと一緒に入居し、自立のための支援を受ける施設です。

(件)

5年度	6年度	7年度
3	3	5

20 助産施設入所

出産費の支払いが困難な妊産婦が利用できる指定助産施設があります。

(件)

5年度	6年度	7年度
9	4	8

21 児童手当

次世代の社会を担う児童の健全育成を図るため、児童を養育する家庭に対し支給しています。

(件)

5年度	6年度	7年度
7,112	9,503	9,246

22 母子父子寡婦福祉資金貸付

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく、母子家庭又は父子家庭の方の自立支援のための貸付制度です。

(件)

5年度	6年度	7年度
20	21	15

23 女性福祉相談

女性の人権や福祉に関わる、様々な問題の相談に応じています。

(件)

	5年度	6年度	7年度
相談延べ件数	330	324	435

24 子ども家庭相談事業

保健師等が乳幼児期から学童期・思春期までの子どもの養育者を対象に子育て支援を行っています。

(1) 相談者数の推移 (人)

	5年度	6年度	7年度
電 話	180	480	238
面 談	43	130	400

(2) 相談状況

ア 相談対象者の年齢別割合 (%)

		0 ～2歳	3 ～6歳	7 ～9歳	10 ～12歳	13 ～15歳	16 ～17歳	18 ～本人	不明
5年度	電話	55.6	21.1	3.9	3.9	1.7	3.9	8.9	1.1
	面談	34.9	41.9	7.0	2.3	2.3	0.0	9.3	2.3
6年度	電話	14.0	8.2	5.6	4.4	2.9	1.6	9.2	32.1
	面談	1.8	4.8	2.1	0.8	1.8	0.5	7.0	2.4
7年度	電話	6.0	7.2	3.6	3.0	2.0	2.5	1.4	13.0
	面談	1.9	3.0	0.8	1.6	0.5	0.5	0.5	54.1

※令和5年度は「16～20 歳未満」「20 歳以上」、令和6年度以降は「16～18 歳未満」「18 歳以上」で集計

イ 相談処遇方針 (件)

		終了		継続		その他
		終了	他機関へ	子ども家庭相談	子育て支援担当	
5年度	電話	22	27	—	132	—
	面談	6	4	—	32	—
6年度	電話	236			15	1
	面談	55			3	0
7年度	電話	170			68	0
	面談	383			17	0

ウ 主な相談内容(上位5項目) (件)

	7年度
児童扶養手当	325
特別児童扶養手当【障害相談】	76
発達・発育【保健相談】	56
その他保健相談	26
通所支援【障害相談】	25

※年度により上位5項目が入れ替わるため、令和7年度分のみ掲載します。

学校連携・こども担当

全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、学校や地域と連携するとともに、放課後児童健全育成事業を実施します。

1 放課後児童健全育成事業

(1) 実施か所数

(か所)

事業名	5年度	6年度	7年度
放課後キッズクラブ	11	10	10
放課後児童クラブ	7	7	6

(2) 放課後児童健全育成事業の定員及び利用・登録児童数

(人)

事業名	5年度			6年度			7年度		
	定員	対象 児童数 (区分2)※	登録 児童数 (区分2)※	定員	対象 児童数 (区分2)※	登録 児童数 (区分2)※	定員	対象 児童数 (区分2)※	登録 児童数 (区分2)※
放課後 キッズクラブ	1,150	677	973	1,070	688	905	1,129	756	1,010
放課後 児童クラブ	317	204	205	317	202	237	273	197	232
合 計	1,467	881	1,178	1,387	890	1,142	1,402	953	1,242

※区分2…留守家庭児童等

保育担当・保育所

保育・教育施設の利用にかかる給付認定及び利用調整を行うとともに、保育・教育の質の確保ができるよう施設の運営指導を行います。

1 保育所等の入所状況

(1) 認可保育施設(認定こども園を含む) (各年度4月1日現在)

	区内保育施設数			定員(人)			入所申込 (人)	入所児童 (人)
	市立	私立	合計	市立	私立	合計		
5年度	3	30	33	263	1,594	1,857	1,970	1,837
6年度	3	31	34	263	1,606	1,869	2,056	1,901
7年度	3	32	35	263	1,639	1,902	2,062	1,923

(2) 横浜保育室 (各年度4月1日現在)

	区内施設数 (施設)	入所児童数(人)				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	合計
5年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0
7年度	0	0	0	0	0	0

※横浜保育室は、本市が独自に設けた基準を満たしている施設を横浜保育室として認定し、保育に欠ける3歳未満(施設によっては3歳児まで)の児童の保育を行っています。

2 市立保育所での育児支援事業

(1) 保育所に入所していない親子等を対象に、育児講座や交流保育などの育児支援事業を行っています。

年度(園数) 項目	5年度(3園)		6年度(3園)		7年度(3園)	
	回数 (回)	参加者(人)	回数 (回)	参加者(人)	回数 (回)	参加者(人)
育児相談		416 件		410 件		469 件
育児講座	15	大人 189 子ども 218	15	大人 140 子ども 158	19	大人 179 子ども 206
交流保育	9	大人 30 子ども 34	25	大人 111 子ども 151	21	大人 84 子ども 96
平日 園庭開放	654	大人 1,373 子ども 1,593	668	大人 1,103 子ども 1,362	672	大人 1,021 子ども 1,286

(2) 一時保育事業

子どもを保育所に入所させていない子育て中の保護者が、一時的に保育所を利用し、安心して子育てを継続できるようにします。 実施園：瀬谷第二保育園、中屋敷保育園

<利用実績(延人数)>

(人)

事業内容	5年度	6年度	7年度
リフレッシュ保育	152	60	62
緊急保育	10	6	5
非定型保育	318	407	305
合計	480	473	372

(3) 保育まつり(瀬谷っこまつり)

地域で未就学児の子育てをしている親子を対象に、公民保育施設協働の保育まつり「瀬谷っこまつり」を通して、保育に対する理解を深めます。 実施場所：瀬谷センター

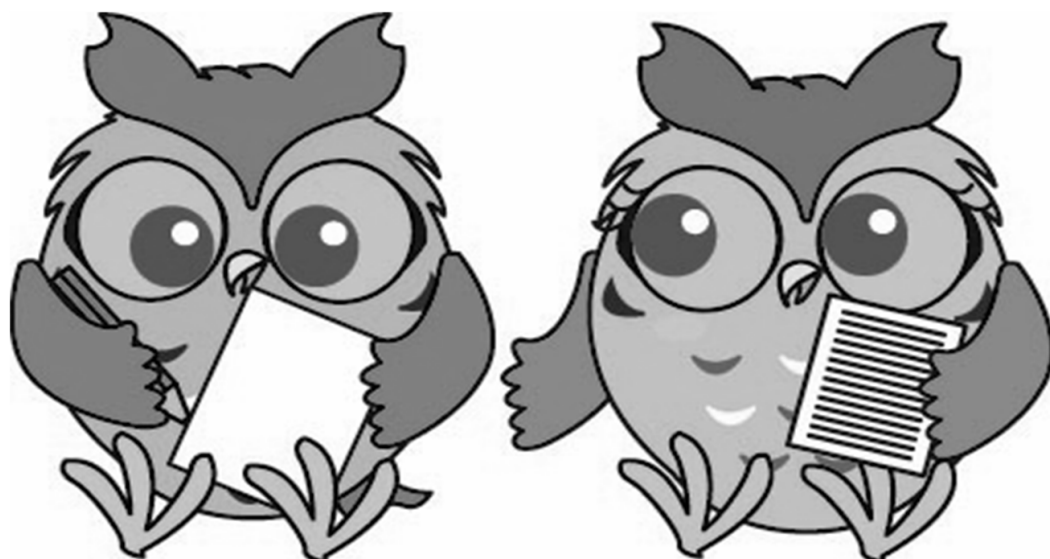
(人)

	5年度	6年度	7年度
参加人数	138	115	149

生活支援課

—Public Assistance Division—

事務係
生活支援係



事務係

1 生活保護費の支出事務

生活保護費(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、その他)の支出事務を行っています。

＜生活保護費(法定分)支出額推移＞

(単位:千円)

	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他等	合計
5年度	2,026,386	1,345,047	28,213	2,929,370	220,846	108,223	6,658,085
6年度	2,029,757	1,351,226	25,933	3,204,226	248,241	119,900	6,979,283
7年度	2,012,908	1,363,422	27,771	3,216,976	262,695	118,569	7,002,341

※ 単位未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

2 戦没者遺族援護事業

戦没者等の遺族を援護するために弔慰金等を支給しています。

＜支給件数＞

(件)

	5 年度	6 年度	7 年度
特別弔慰金・特別給付金	101	2	47

生活支援係

福祉・保健の関係部署や関係機関と連携しながら、それぞれの生活保護世帯及び生活困窮世帯の状況に応じた支援を行っています。

1 生活保護制度

(1) 生活保護の種類

生活保護には次のような種類があり、このうち保護対象となる世帯が必要とする扶助が行われます。

ただし、支給には条件や金額の制限があります。

生活扶助	衣食などの日常生活の費用
住宅扶助	家賃などの住まいの費用
教育扶助	義務教育の費用
医療扶助	病院などにかかる費用
介護扶助	介護サービスなどを利用するための費用
出産扶助	出産のための費用
生業扶助	就職支度・技能習得・高等学校等就学のための費用など
葬祭扶助	葬祭のための費用
その他	おむつ代・家屋の修理費・小中学校に入学するときの準備費用など

(2) 被保護人員・被保護世帯数の推移（各年度3月現在）

	瀬谷区				横浜市			
	人 口 (人)	保護世帯 (件)	保護人員 (人)	保護率 (%)	人 口 (人)	保護世帯 (件)	保護人員 (人)	保護率 (%)
5年度	121,384	2,904	4,060	3.34	3,764,961	56,016	69,115	1.84
6年度	121,052	2,947	4,005	3.31	3,764,821	56,026	68,389	1.82
7年度	120,605	2,975	4,039	3.35	3,765,878	56,075	67,893	1.80

※人口は、国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減した推計数

（各年度3月1日現在）。

※保護世帯及び保護人員は、3月中に1日(回)でも生活保護を受けた数。 ※保護率＝保護人員÷管内人口

(3) 被保護世帯の世帯類型別状況（保護停止中の世帯を除く。各年度3月現在）

（世帯）

瀬谷区	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	合計
5年度	1,342	207	605	214	531	2,899
6年度	1,388	185	634	213	525	2,945
7年度	1,397	185	651	214	524	2,971

(4) 保護の開始理由及び廃止理由状況

(件)

瀬谷区	保護の開始理由					保護の廃止理由				
	傷病	離別	就労 収入減	その他	計	死亡	就労 収入増	転出	その他	計
5年度	72	24	82	258	436	117	78	62	94	351
6年度	63	26	65	304	458	127	73	93	136	429
7年度	61	19	52	293	425	130	81	57	126	394

2 生活困窮者自立支援制度

(1) 生活困窮者自立支援制度の種類

生活困窮者自立支援制度では次の種類の事業があり、必須事業については本市がこれまでに蓄積してきた豊富な相談支援・就労支援のノウハウを活用し、直営で実施しています。

	事業名称	説明
(必須事業) 本市直営	自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成
	住居確保給付金	(家賃補助) 離職により住宅を失った、又は住宅を失うおそれのある生活困窮者等に家賃相当の給付金を有期で支給 (転居費用補助) 収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助
(任意事業) 委託	就労準備支援事業	就労に必要な日常生活自立、社会生活自立段階から実施(有期)
	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊所や衣食を提供
	家計改善支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん
	学習支援事業	生活困窮世帯の子どもの学習を支援
	就労訓練事業	就労準備支援事業を利用しても一般就労への移行が困難な方を対象に社会福祉法人、NPO、営利企業等が自主事業として軽易な作業機会を提供

(2) 新規相談者数の推移

<男女別>

(人)

	男	女	その他	合計
5年度	192	149	2	343
6年度	131	102	2	235
7年度	145	105	1	251

<年代別>

(人)

	29 歳 以下	30 歳 ～39 歳	40 歳 ～49 歳	50 歳 ～59 歳	60 歳 ～64 歳	65 歳 以上	不明	合計
5年度	54	49	44	73	21	83	19	343
6年度	31	29	50	54	18	46	7	235
7年度	36	36	40	46	21	63	9	251

(3) 相談の主訴

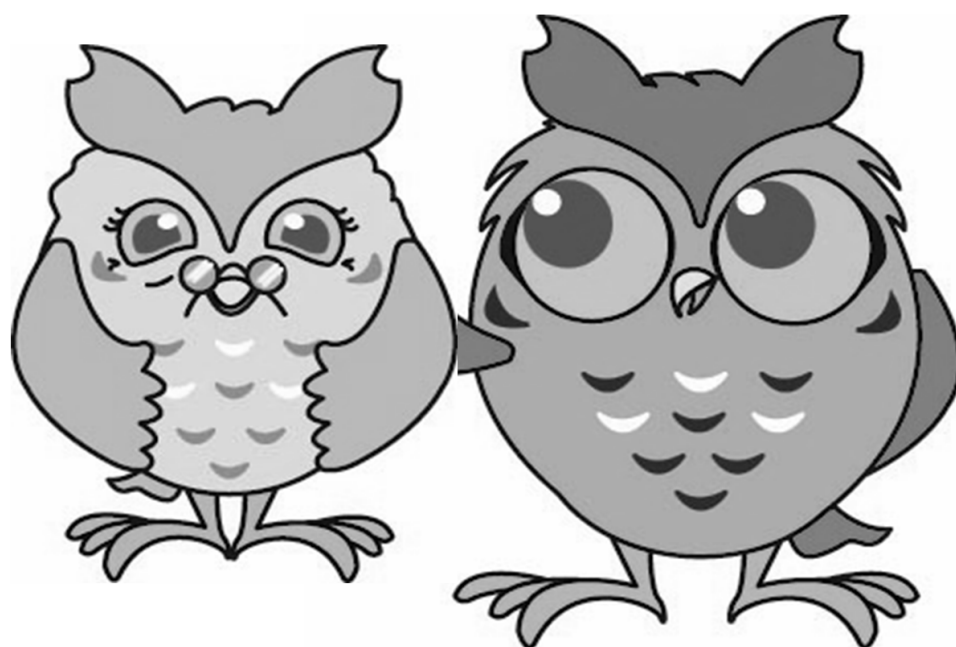
(件)

	就労支援	債務整理 収支バランス	学習支援	住居	困窮制度 案内	その他	合計
5年度	105	70	4	23	—	141	343
6年度	83	48	7	25	—	72	235
7年度	73	65	0	25	—	88	251

保險年金課

—Health Insurance and Pension Division—

國民年金係
保險係



国民年金係

すべての国民が年金に加入することにより、老齢・障害・死亡による生活不安を年金で支え、生活自立を図るのが基礎年金制度です。

国民年金係は、第1号被保険者に関する資格取得・住所変更、免除申請や、第1号被保険者期間のみを有する人の老齢基礎年金の裁定請求などの受付を行っています。

1 国民年金の種類と内容

(1) 国民年金の加入対象者等

国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満のすべての人は、第1号から第3号のいずれかの被保険者です。

年金の種類		加入の対象者	保険料
強制加入	第1号被保険者	日本国内に住んでいて、厚生年金に加入していない 20 歳以上 60 歳未満の人(第2号、第3号被保険者以外の人)	自分で納めます。 令和8年度 月額 17,920 円(毎年変更)
	第2号被保険者	会社員・公務員など、厚生年金に加入している 65 歳未満の人	標準報酬に応じて給料から天引きされます。
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の人	個別の納付はありません。夫(妻)の加入する厚生年金が制度全体として負担しています。
任意加入	任意加入被保険者	日本国内に住んでいる厚生年金に加入していない 60 歳以上 65 歳未満の人	第1号被保険者と同じ
		外国に住んでいる日本人で 20 歳以上 65 歳未満の人	第1号被保険者と同じ

(2) 保険料の納付方法、免除制度

保 険 料 の 納 付 方 法	・毎月納付(当月払い・翌月払い)、2年前納、1年前納、半年前納等があります。 ・納付方法は納付書払い(銀行・郵便局・コンビニエンスストア等で納められます。)と口座振替、クレジットカード払いなどがあります。 ・納め忘れなどで2年経過すると納付ができなくなります。		
付加保険料	将来の年金額を増やしたい場合、定額保険料に月額 400 円を上乗せして納付する制度です。老齢基礎年金に、200 円×納付月数(年額)の付加年金が上乗せされて支給されます。		
保 険 料 の 免 除 等	経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な場合に申請する制度です。いずれも10 年以内なら、後から納めることができます。	免除等の区分	免除期間の年金額への反映 (平成 21 年4月1日以降分)
		全額免除	2分の1
		4分の3免除	8分の5
		半額免除	4分の3
		4分の1免除	8分の7
		学生納付特例	特例期間は年金額に 反映しません。
		納付猶予	猶予期間は年金額に 反映しません。

(3) 国民年金第1号被保険者数

	強制加入者(人)	任意加入者(人)
5年度	14,544	227
6年度	14,205	230
7年度	13,896	245

2 国民年金の給付

(1) 給付の種類

種 類		給 付 要 件 等
基礎年金	老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除、学生納付特例期間等を含む)が10年以上ある人が、65歳になったとき納付月数に応じて支給されます。なお、60歳からでも繰り上げ請求できますが、請求時の年齢によって一定の割合で年金額が減額されます。また、66歳から75歳までに繰下請求すると年金額は増額されます。
	障害基礎年金	次の①または②に該当する場合に支給されます。(①、②とも一定の保険料納付要件を満たすことが必要です(拠出制 ※1)。) ① 国民年金の被保険者期間中に、日本年金機構が定める障害等級1・2級に該当した場合 ② 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内在住中に初診日(初めて医師の診察を受けた日)がある病気・けがで日本年金機構が定める障害等級1・2級に該当した場合 なお、20歳前の初診日で日本年金機構が定める障害等級1・2級の障害に該当した場合、20歳に達したときから支給されます。ただし、本人の所得制限があります(無拠出制 ※2)。
	遺族基礎年金	年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格期間(原則25年)を満たした方が亡くなったとき、「18歳以下の子のある配偶者」、又は「18歳以下の子」に支給されます。ただし、老齢基礎年金の受給権者以外の場合、一定の保険料納付要件を満たすことが必要です。
独自給付	寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格を持つ夫が年金を受けずに死亡したときに、生計を共にしており、10年以上の婚姻期間がある等の支給要件を満たしている妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。
	死亡一時金	第1号被保険者(任意加入被保険者含む。)として保険料の納付済期間が36月以上(一部納付の場合には月数が変わります)ある人が、年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。

※1 拠出制:年金額の支給に要する費用を被保険者として負担する制度

※2 無拠出制:年金額の支給に要する費用を、基本的に被保険者が負担することなく国庫負担とする制度

保険係

1 国民健康保険

国民健康保険は地域単位でつくられており、各市町村が保険者として制度を運営しています。被用者保険(職場の健康保険等)や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外の方々が国民健康保険に加入するよう法律で定められています。

保険者	横浜市
被保険者(対象者)	以下に該当しないすべての方 ア 被用者保険(職場の健康保険等)に加入している方 イ 後期高齢者医療制度に加入している方 ウ 生活保護を受けている方

(1) 加入状況(各年度3月31日現在)

	人口 (人)	被保険者 (人)	加入率 (%)	世帯数	被保険者 世帯数	加入率 (%)
5年度	121,288	21,001	17.3	54,217	14,465	26.7
6年度	121,076	19,717	16.3	54,759	13,832	25.3
7年度	120,176	19,000	15.8	53,903	13,489	25.0
市	3,753,758	553,359	14.7	1,803,669	406,835	22.6

※人口及び世帯数は、国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減した推計数(各年度翌4月1日現在)。

(2) 主な給付事由別の支給件数

(件)

	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費	その他の療養費
5年度	7,961	10	172	627
6年度	7,321	15	152	431
7年度	6,683	8	147	423

(3) 保険料収納状況

(%)

	瀬谷区		横浜市	
	現年度	滞納繰越	現年度	滞納繰越
5年度	95.81	46.46	96.29	45.77
6年度	95.50	49.28	96.24	50.26
7年度	96.08	50.29	96.53	49.95

(4) 特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年4月1日の高齢者の医療の確保に関する法律の施行を受け、本市国民健康保険では、平成 20 年6月から特定健康診査の対象となる被保険者に、特定健康診査受診券等を送付し、受診勧奨を行っています。特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある人に対し、毎年度、計画的に、生活習慣改善への行動変容を促す特定保健指導を実施しています。

【特定健康診査の対象者(令和7年度)】

ア 令和7年4月1日時点で横浜市国民健康保険に加入している方で、令和8年3月 31 日までに 40 歳～74 歳の誕生日を迎える方。(法定対象者…国の基準による対象者)

イ 令和7年4月2日以降に横浜市国民健康保険に加入した方で、令和8年3月 31 日までに 40 歳～74 歳の誕生日を迎える方。(横浜市独自の対象者)

※ 対象とならない方(以下の方)

妊産婦の方、障害者支援施設や介護老人施設等、一定の施設に入所している方。勤め先等で健診を受診する機会のある方。

＜特定健診受診状況及び特定保健指導対象者状況(法定対象者)＞

		瀬谷区 (人)	受診率 (%)	横浜市 (人)	受診率 (%)
5年度	特定健診対象者(40 歳～74 歳)	14,550		411,822	
	特定健診受診者	3,801	26.1	115,876	28.1
	受診率	493		13,417	
6年度	特定健診対象者(40 歳～74 歳)	13,691		392,537	
	特定健診受診者	3,739	27.3	115,034	29.3
	特定保健指導対象者	484		13,203	
7年度 ※	特定健診対象者(40 歳～74 歳)	13,217		380,995	
	特定健診受診者	3,626	27.4	113,546	29.8
	特定保健指導対象者				

※令和8年6月 22 日時点の速報値のため、特定保健指導対象者数は未確定

2 介護保険

高齢化社会の進展により、介護を必要とする人が大幅に増えると同時に、高齢者だけの世帯が増加していることから、家族による介護では十分な対応が難しくなっています。

介護保険は、このような状況から老後の最大の不安となっている介護を、社会全体で支えあっていくための制度として平成 12 年度につくられました。横浜市が保険者として、制度を運営しています。

保険者	横浜市
被保険者(対象者)	ア 65 歳以上の方(第 1 号被保険者) イ 40 歳～64 歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)

(1) 加入状況(各年度3月31日現在)

	人 口 (人)	第1号被保険者数 (人)	加入率 (%)
5年度	121,288	34,709	28.6
6年度	121,076	34,593	28.6
7年度	120,176	34,547	28.7

※人口は、国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減した推計数
(各年度翌4月1日現在)。

(2) 主な給付事由別の支給件数

(件)

給付制度	給付制度の概要	対象者	給付実績		
			5年度	6年度	7年度
福祉用具購入費 (介護予防福祉 用具購入費)	貸与に馴染まない排泄や入浴のための福祉用具を購入した場合に、費用の原則9割を申請に基づき払い戻します。 ※購入金額が10万円を超えた分は、全額自己負担です。	要介護 1～5 認定	355	370	350
		要支援 1・2 認定	125	132	161
住宅改修費 (介護予防住宅 改修費)	手すりの取り付け、段差解消等の住宅改修を行った場合に、費用の原則9割を申請に基づき払い戻します。 ※改修費用の限度額は、現住宅につき20万円です。	要介護 1～5 認定	216	211	243
		要支援 1・2 認定	178	147	168
高額介護サービス費 (高額介護予防 サービス費)	1か月の利用者負担額が所定金額を超えた場合に、超えた負担額を払い戻します。 ※対象 介護(介護予防)・施設・地域密着型(介護予防)サービス利用に係る1割(2割・3割)負担分(福祉用具購入・住宅改修に係る自己負担額は対象外)	要介護 1～5 認定	20,624	21,952	21,981
		要支援 1・2 認定	198	240	271

(3) 保険料収納状況 (％)

	瀬谷区		横浜市	
	現年度	滞納繰越	現年度	滞納繰越
5年度	99.65	43.01	99.58	26.77
6年度	99.65	39.49	99.59	23.86
7年度	99.73	45.63	99.60	26.63

3 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療を支えていく医療制度として平成 20 年4月に施行されました。

保険者は神奈川県後期高齢者医療広域連合で、保険者と市町村が役割を分担し制度を運営しています。

保険者	神奈川県後期高齢者医療広域連合 (県内すべての市町村が加入する特別地方公共団体)	
		主な業務
	保険者	被保険者の資格管理、保険料額の決定、給付
	市町村	保険料の徴収(納付相談)、保険証の引き渡し、 各種申請・届出の受付、相談
被保険者(対象者)	ア 75 歳以上の方 イ 65 歳～74 歳で一定の障害の状態にあることにより保険者の認定を受けた方 ※ ア、イともに生活保護を受けている方は除きます。	

(1) 加入状況(各年度3月 31 日現在)

	瀬谷区			横浜市		
	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
5年度	121,288	19,655	16.21	3,767,635	518,492	13.76
6年度	121,076	20,106	16.61	3,769,150	534,275	14.17
7年度	120,176	20,363	16.94	3,753,758	545,601	14.53

※人口は、国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減した推計数
(各年度翌4月1日現在)

(2) 保険料収納状況 (％)

	瀬谷区		横浜市	
	現年度	滞納繰越	現年度	滞納繰越
5年度	99.66	37.92	99.63	37.91
6年度	99.60	24.26	99.58	29.30
7年度	99.54	26.60	99.56	30.70

4 各種医療費助成

健康保険に加入している方が、病気やけがで医療機関を受診した場合、保険診療の一部負担金を助成する制度があります。 (件)

助成制度等の名称	5年度	6年度	7年度
重度障害者医療費助成	2,183	2,162	2,145
ひとり親家庭等医療費助成	1,776	1,732	1,589
乳児医療費助成(0歳児)	721	715	669
小児医療費助成(1歳児～中学校3年生)	12,235	12,058	11,877

令和7年度 瀬谷福祉保健センター事業報告

瀬谷区の福祉と保健衛生

発 行 横浜市瀬谷区役所
発行年月 令和8年8月
編 集 横浜市瀬谷福祉保健センター
福祉保健課

〒246-0021

横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地

電 話 045 (367) 5743

F A X 045 (365) 5718